第１回阿蘇市議会会議録

1. 平成 28 年 3 月 7 日　午前 10 時 00 分　招集
2. 平成 28 年 3 月 7 日　午前 10 時 00 分　開議
3. 平成 28 年 3 月 7 日　午後 3 時 44 分　散会
4. 会議の区別　定例会
5. 会議の場所　阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷﨑利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅　敏徳
7 番	市原　正	8 番	森元秀一
9 番	河﨑徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯淺正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	髙宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	髙木　洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮﨑　隆	教育課長	日田勝也
農業委員会事務局長	田口　求	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	市原　巧
住環境課長	古閑政則	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	丸野雄司
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石嵜寛二	議会事務局次長	本田良治

書　　記　　佐　藤　由　美

9.議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 2	報告第 2 号	専決処分の報告について
日程第 3	承認第 1 号	専決処分した阿蘇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 1 号	阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について
日程第 5	議案第 2 号	阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について
日程第 6	議案第 3 号	阿蘇市行政手続条例の一部改正について
日程第 7	議案第 4 号	阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第 8	議案第 5 号	阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 6 号	阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 10	議案第 7 号	阿蘇市分担金徴収条例の一部改正について
日程第 11	議案第 8 号	阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
日程第 12	議案第 9 号	阿蘇市部設置条例の一部改正について
日程第 13	議案第 10 号	阿蘇市情報公開条例の一部改正について
日程第 14	議案第 11 号	阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
日程第 15	議案第 12 号	阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について
日程第 16	議案第 13 号	阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について
日程第 17	議案第 14 号	阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 18	議案第 15 号	阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 19	議案第 16 号	阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 20	議案第 17 号	阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 21	議案第 18 号	阿蘇市東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について
日程第 22	議案第 19 号	阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について
日程第 23	議案第 20 号	阿蘇市温泉センター条例の一部改正について
日程第 24	議案第 21 号	阿蘇市下水道条例の一部改正について

日程第 25　議案第 22 号　阿蘇市立小・中学校設置条例の一部改正について
日程第 26　議案第 23 号　阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について
日程第 27　議案第 24 号　阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について
日程第 28　議案第 25 号　阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について
日程第 29　議案第 26 号　阿蘇市体育館等条例の一部改正について
日程第 30　議案第 27 号　阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について
日程第 31　議案第 28 号　阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第 32　議案第 29 号　平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
日程第 33　議案第 30 号　平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
日程第 34　議案第 31 号　平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
日程第 35　議案第 32 号　平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
日程第 36　議案第 33 号　平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
日程第 37　議案第 34 号　平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
日程第 38　議案第 35 号　平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
日程第 39　議案第 36 号　平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
日程第 40　議案第 37 号　平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
日程第 41　議案第 38 号　平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

午前 10 時 00 分　開議

1　開議宣告

○議長（藏原博敏君）　皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

日程に入ります前に総務部長から発言の申し出があっておりますので、これを許したいと思います。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　おはようございます。

冒頭ではございますが、お手元に議案の一部修正についてという文書が配付してあるかと

思います。先に配付しております議案集に一部訂正がございましたので、この場で修正させていただきます。

まず、順にですね、訂正箇所を確認させていただきます。まず1冊目の9ページになります。審査請求の受け付けというところでございますが、上から6行目になります。「そのほかの規定により」の後に「に」という文字が入っておりますが、この「に」という文字を削除お願いしたいと思います。規程の規定により口頭ですることができる云々ということになります。

次にですね、50ページをお願いいたします。50ページの中段から第2条というのが始まっておりますが、第2条の3行目からですね、括弧書きで100分の18.5とございますが、この「18.5」を「18」にですね。それからその下の行、「15.5」とありますのを.5を消して「15」ですね。それからその行の右のほうに100分の「14」を「12」です。それからその下の行、100分の「10.5」をですね、.5を消しまして「10」になります。その下の行、「100分の9」をですね、「100分の6」に、それからその右のほう「100分の5」を「100分の3」にお願いいたします。いずれも改正後の条例の文字の間違いでございます。改正前の数字の間違いでございます。改正後の条例の数字については間違いございません。

次は63ページをお願いいたします。中段に第4項が、4という数字が始まって、4項が始まっておりますが、4項の3行目、「規定による週休日に加えて、週休日に加えて」ということで同じ文字が2回入っておりますので、後に入っております「週休日に加えて」を削除をお願いいたします。

次に2冊目をお願いいたします。2冊目の25ページになります。3行目の真ん中にですね、括弧書きの中に「及び第101条から第107条」というのがございますが、この第107条の後に「まで」という文字を入れていただきたいと思います。「及び第101条から第107条まで」となります。それからその下の行になります。中段に二重括弧がありまして、定期巡回云々という言葉が入っておりますが、この二重括弧の間にですね、「同項及び第34条中」という言葉を挿入お願いいたします。配付してあります訂正表の裏の段の上から2段目になります。「同項及び第34条中」という言葉をお願いいたします。それからその下の段になります。一番最後のほうにですね、やはり二重括弧がございまして、二重括弧の後に定期巡回云々という言葉がありますが、この二重括弧の間にですね、ちょっと長いんですけれども、「定期巡回随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは、「看護小規模多機能型訪問看護従事者」と、「第34条中」という非常に長いんですけれどもこの言葉をお願いしたいと思います。

大変申し訳ございません。この文字についてはですね、配付してあります訂正表の中段のほうに書いてございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それから最後になります。74ページをお願いいたします。74ページの9行目、これも括弧内ですけれども、「から第39条及び第41条」となっておりますが、この第39条の後にですね、「まで」という言葉を挿入お願いいたします。「から第39条まで及び第41条」というふうに訂正をお願いいたします。

議案集の点検が不十分でですね、大変多くの訂正が出る結果となりました。大変申し訳ご

ざいませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ちょっとお待ちください。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　冒頭でございますが、総務部長から一部修正というようなことで今、説明がございましたが、一部修正じゃなくてですね、非常に訂正が多い。大事な議案書をですね、それぞれの課でチェックして出しているはずなんですが、どうしてこんなに多くなりますか。少し真剣味が足りないんじゃないですか。総務部長、いかがですか。

○議長（藏原博敏君）　総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　はい。ご指摘のとおりですね、議案集の製本に当たりまして各課から上がってきます議案の案、そういったものの点検等が十分でなかったということを率直に反省しております。今後、こういったことがないように十分注意させていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（藏原博敏君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　議会に提案されるということはですね、市議会として、執行部としても阿蘇市議会として非常に恥ずかしいことですよ。今後しっかりやってください。

○議長（藏原博敏君）　以上で総務部長の説明を終わりますが、今、一部議員から発言がありましたように、執行部におかれましては今後、議案作成には注意を払って当たっていただきたいと思います。

それでは早速議事に入ります。

日程第１　報告第１号　専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第 1、報告第 1 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長より報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました報告第 1 号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

議案集第 1 分冊の 1 ページ目をお願いいたします。

本件は、先の 9 月定例会で報告いたしました平成 27 年 5 月 4 日午後 5 時 30 分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地 6029 番地の 1、市道仙酔峡線仙酔峡駐車場入り口において、相手方の乗車する車両が駐車場に侵入する際、側溝に敷設していたグレーチングが跳ね上がり車両の底部に接触、同乗車に負傷させました人身事故について、平成 28 年 2 月 3 日に示談が成立いたしましたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

詳細は、2 ページをお願いいたします。2 ページの専決処分書で説明申し上げます。

市は、次のとおり損害賠償の額と、それに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成27年5月4日午後5時30分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地6029番地の1、市道仙酔峡線、仙酔峡駐車場入り口において、甲の乗車する車両が駐車場に侵入する際、側溝に敷設していたグレーチングが跳ね上がり車両の底部に接触、甲を負傷させたものであります。

3、損害賠償の額としまして、市は甲に対し既払金12万8,343円を含む17万8,743円を支払う。市の過失割合は10割でございます。内訳につきましては、既払金の12万8,343円は被害者の方が腰椎捻挫によりまして6日間治療をされたその治療費と文書料でございまして、既に医療機関に支払いがなされております。残る金額につきまして、5万400円でございますが、これにつきましては実通院日数に自賠責で定める基準を掛けて算出した慰謝料でございます。

4、和解要項としまして、本件事故に関して今後、双方とも裁判上、または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認しております。

本件につきましては、5月の事故でございまして、先の9月議会及び12月議会でご報告をさせておりますが、一応今回で最後ということになっておりまして、非常に被害者の方にもご迷惑をおかけしましたし、議会のほうにも何回も報告ということでご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

以上で、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　これは提案理由の説明と文書の箱書きの中の文書についてですが、私たちは知ってるからわかるんですけども、要はですね、物損事故のはずなのに人身事故って書いてある因果関係がですね、説明が入ってないんですけど、これは因果関係を入れて車両に当たって、そして人身になったことも書き加えとかんといかんのじゃないかと思うんですけど、訂正とかはできますか。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　すみません、訂正というのがですね、提案理由のほうなのか、専決処分書のほうなのかということがちょっと真意が分かりかねるんですけど。

○議長（藏原博敏君）　４番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　たまたま一般市民の方が見られてですね、物損事故なのに人身事故って書いてあるのがおかしいということで、その因果関係まで含めて書かないと議案書としておかしいんじゃないかという指摘がありました。それで提案理由のほうも物損から人身に至った経緯とこちらの専決処分書のほうもですね、やはり因果関係というのははっきり書いとったほうがいいと思うんですけど、そういったのはどうなのかということですが。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　誠に申し訳ないことでございます。訂正についてはちょっと私

もできるか、できないかという判断は私ではできない部分もありますので、今後もう少し専決処分に関しましては、詳細につきまして詳しく記入するように気を付けていきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（藏原博敏君）　建設課長、内部でですね、その分も合わせて意見調整をしてください。よろしいですか。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　今の建設課長の答弁では、今後詳細にわたってということですが、そこははっきりしとかんとですね、何もかんも詳細にしなくてはいけないとかになりますので、はっきりとそこはしないといけないんじゃないですか。簡単に詳細に今後、付け加えますとか言っていいですか。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　申し訳ありません。先ほど議長からも言われましたように、関係課でちょっと協議をしながら中身については今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 2　報告第 2 号　専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君）　日程第 2、報告第 2 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長より報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　ただ今議題としていただきました報告第 2 号「専決処分の報告について」ご説明させていただきます。

議案集の 3 ページをお願いいたします。

本件は、平成 27 年 12 月 18 日午前 5 時 30 分ごろ、阿蘇市一の宮町北坂梨、市道鬼塚線において相手方の運転する車両が横断側溝を通過する際、側溝に敷設していたグレーチングが跳ね上がり車両の底部に接触、車両に損害を与えた物損事故について、平成 28 年 1 月 28 日に示談が成立。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、4 ページの専決処分書をお願いいたします。

市は次のとおり、損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成 27 年 12 月 18 日午前 5 時 30 分ごろ、阿蘇市一の宮町北坂梨、市道鬼塚線において甲の運転する車両が横断側溝を通過する際、側溝に敷設していたグレーチングが跳ね上がり車両の底部に接触、甲の車両に損害を与えたものであります。市道鬼塚線といいますのは、ＪＡ葬祭の前から北坂梨方面に向かいまして基盤整備の中を通りまして、鬼塚

集落手前のちょうど圃場整備境と集落の入り口のところの横断側溝でございます。

3、損害賠償の額としまして、市は甲に対し 20 万 5,671 円を支払う。市の過失割合は 10 割でございます。20 万 5,671 円の内訳につきましては、車両の修理費、これは燃料タンク、タイヤ、バンパー等の交換等にかかった経費でございまして、それとレッカー代、代車代を含めた金額となっております。

4、和解事項としまして、本件事項に関しまして今後双方とも裁判上、または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認する。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番、湯淺正司君。

○11 番（湯淺正司君）　すみません、これ確認ですが、何せですね、専決処分でこういう事故、雨降りの事故、何かいっぱいありますが、これは同乗者か目撃者か何かは、いるんですか。これはただ申請があったからしたとか。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　特に目撃という部分はあっておりませんが、報告を受けまして、すぐに担当者が現場に行きまして現場の確認及び車両の確認等を行いまして、確認をした結果、事故報告を行って現在のような形になっております。場合によっては、仙酔峡線あたりは当然、警察関係の現場検証も入りましたので、大規模な場合はそういう形にもなってまいります。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

5 番、園田浩文君。

○５番（園田浩文君）　5 番、園田でございます。

報告の 1 号も 2 号もですね、車の底部ということなんですけども、専決処分あたりで事故があったときの何て言うんですかね、今でも写真あたりの添付が議案書のほうにできないのかと。例えばオートバイが野焼きで焼けたあたりの専決処分の議案も出てますけども、そういう写真の添付ができないのかということをひとつお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　当然、私どもの事故報告の資料にはそういう写真あたりもそろえておりますが、ちょっと議案集には付けておりません。今後、その件につきましては、先ほど詳細な部分という質問があった件も含めまして、また、総務課あたりとも協議をしながら内容検討をさせていただきたいと思います。私の立場でできるか、できないかっていう判断はちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○３番（岩下礼治君）　3 番、岩下です。

先般、市報の 3 月号を見ておりましたら、こういう災害があるんで市民の皆さまにいろいろ穴ぼことか、いろいろな状況の変化があったら知らせてほしいという欄を見ました。初め

てであろうと思いますが、今後もですね、市報なりで、ああいう形で市民に通報依頼をお願いしたらよかろうかと思っております。よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　初めて３月議会で、今回あまりにも事故が続いたというようなことで、市民の方に周知及び連絡のお願いをしたところでございます。

もう１件報告でございますが、一応４月より１名増員をして２班体制でもっとパトロールを強化するということで、今回、来年度当初予算にも計上させていただいております。今後ともそういう部分では市民の方にも周知しながら、なるべく事故が少ないような形で努めてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

６番、菅敏徳君。

○６番（菅　敏徳君）　６番議員、菅でございます。

この報告第１号も第２号もですね、グレーチングの跳ね上がりということで書いてありますが、このグレーチングを取り付けた業者ですね。それと取り付けの設計ですね。設計がちょっと甘いんじゃないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　現在ですね、道路工事におきましてのグレーチング、特に建設課がやっている道路工事はほとんどボルト締めで上がらないような形の構造に変えております。ただ、今回の事故もですが、非常に昔やったグレーチングでございまして、特に基盤整備の中あたりは車道用じゃない、軽量のうんと軽いグレーチングしかはまっておりません。仙酔峡線も同じでございます。昔やったグレーチングで、特にさびてもうほとんど強度もなくなっているような状態でゆがんでおりました。そういう部分でですね、非常に車両の増加に合わせて整備が間に合っていないという分がありまして､やり替えも検討しておりますが、非常に数が多いということで苦労をしているところです。今後はそういう部分ではなるべく点検をしながら車両の通過の多いところとかは早急に改修のほうを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君）　６番、菅敏徳君。

○６番（菅　敏徳君）　これでですね、業者の責任とかないとは思いますが、そこら辺はどうでしょうか。取り付けた業者の責任とかは多分ないとは思いますが、そこら辺はどう思われますか。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　もともと基盤整備あたりは農道で設計しておりますので、それだけの設計しかしておりませんので、もう業者の責任という形ではなくなってくると思います。特に災害で近ごろ大型車両の通行が多いというのもございまして、これもどこの業者が通ったけんという部分じゃなくてですね、非常にそのあたりは責任の所在が難しいということで最終的には市の責任ということになってくる部分になっております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君）　1点だけ要望でございますが、グレーチングの事故が非常に多いというようなことでそれぞれが質問されております。今、非常に工事等があってですね、昔のグレーチングは非常に弱いというようなことで反ったり、跳ね上がったりしてですね、そういうことで事故が起こるんではないかと思っておりますが、グレーチングが必要ないという場所においてはですね、コンクリートの蓋でいいんじゃないかと私は思っておりますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　建設課長。

○建設課長（阿部節生君）　なかなか地元の要望でですね、水はけのためにグレーチングということでもともと設置してある場合が多いと思います。ただ、先ほど議員が言われましたように、もう老朽化してその後やり替えるのにどちらにするかという部分につきましては、現場も確認させていただいて、なるべく普通のコンクリート蓋でいいところは私どももそれに替えていこうというふうに思っておりますので、そういう方向で進みたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第3　承認第1号　専決処分した阿蘇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第3、承認第1号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました承認第1号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

第1分冊の5ページから7ページまでとなります。

提案理由でございますが、本件は、国において地方税分野における個人番号の利用手続きについての一部見直しが行われ、地方税法施行規則等の一部改正に伴い緊急に改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

条例の改正内容につきましては、7ページをお願いいたしたいと思います。

番号法の施行に伴いまして、第51条は市民税の減免に関する規定でございますが、市民税の減免を受ける場合は、これまで個人番号を提出するようにされておりましたが、その後の見直しで、個人番号はこの減免の申請書には不要と改正されましたので、そのように今回、条例を改正するものでございます。

また、139条の3、これは特別土地保有税に関する減免規定でございますが、これも同様に減免申請には個人番号の提出は必要ないとされたことに伴う改正でございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。承認第1号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定いたしました。

日程第4　議案第1号　阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について

○議長（藏原博敏君）　日程第4、議案第1号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第1号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について」ご説明申し上げます。

第1分冊議案集の8ページから20ページまでとなっております。

まず提案理由でございますが、20ページをお開きいただきたいと思います。本件は、行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査の事務手続及び同法で条例に委任されている事項を定める必要があるため、本条例を制定するというものでございます。

行政が行う処分等に関しましては、不服がある場合に申し立てを行う制度を定めた行政不服審査法というのがございますが、これが50年ぶりに改正されまして、本年4月1日に施行することになりました。この新たな行政不服審査法でですね、主な改正点は大きく3つございます。まず1点目は、不服申立ての方法として、旧法では異議申立て等審査請求という2つの手続に分けられておりましたけども、異議申立てを廃止し、審査請求に一元化されて手続の簡素化が図られるというものでございます。

2点目が、審査の公平性を確保するために、審理員による審査及び第三者機関への諮問制度が新たに設けられております。

第3点目に、救済手続の充実の観点から、審査請求を要する期間を現行の60日から3カ月に延長されたというものでございます。

本条例につきましては、先ほど提案理由で述べましたように、行政不服審査法が施行するに当たりまして、条例に委任された事項等がございますので、その点を定めるものでございます。

8 ページをちょっとお開きいただきたいと思いますが、中身には入りませんけども、目次の中で、この行政不服審査法を施行するに当たっての審査請求の受付の手順、それから審理の手順、それから行政不服審査会等への諮問のやり方等について定めたものでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行いますが、議案第 1 号から議案第 38 号までの質問につきましては、ご承知のように、会期中の日程に従って各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件につきましての質疑についてはご遠慮願いたいと思います。なお、目安としてここで議案説明をする部長さんが所管になりますので、各議員の皆さん、それを目安に質疑をお願いしたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 5　議案第 2 号　阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 5、議案第 2 号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第 2 号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の 21 ページから 25 ページまでとなっております。

まず提案理由でございますが、本件は、行政不服審査法の施行に伴い、本条例の一部を改正するというものでございます。

内容につきましては、21 ページをお開きいただきたいと思います。これも先ほどと同じように行政が行う処分等に不服がある場合には、行政不服審査法の規定による審査請求をすることになりますが、個人情報の開示等の決定につきましては、行政不服審査法の審理員制度の規定を適用しないこと、並びにこれに基づく審査請求等の手続について定めたものでございます。

21 ページの第 31 条の 3 の規定ですね。その上にありますように、審理員による審査手続に関する規定の適用除外ということがございます。ここに書いてあります開示等の決定、訂正等の決定、または開示請求、もしくは訂正等請求にかかわる不作為に係る審査請求については、法に定める審理員制度の適用はしないということになっております。

個人情報保護条例等につきましては、別途第三者機関が既に整備されております。そこの第三者機関がこういった不服審査については審議するということになりますので、一部行政不服審査条例の規定を適用しないということでございます。

それから、改正されます行政不服審査法との整合性を図りますために、現在不足しております規定について追加的に定めたものでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　これさっきの条例もそうですけど、不服申立てとかがあってから審査に入ると思うんですが、審査に入るまでの期間とか、何日までに審査に入らないといけないとか、さっきの条例もそうですけど、どこらあたりでうたってあるか、それについてご説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今のご質問にお答えいたします。

行政不服審査法の規定によりますと、標準処理期間という行政手続にもございますけども、標準処理期間というのを定めなくてはいけないとなっております。今回の場合、行政手続条例の第6条でいきますと3カ月以内には結論を出すということになります。ただ、受付が書類的に完全なもので初めて受付という形になりますので、最初に持って来られたときに一部修正等がございましたら、そういうのが済んだ後にという形になるかというように思います。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　じゃあ書類がそろってから大体3カ月以内に結論を出さないといけないということで、3カ月以内から始めるというわけではなくて、3カ月以内にはもう終わってしまうということで認識してよろしいですか。

○議長（藏原博敏君）　総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　すみません、今ちょっと説明を間違えまして、審査請求をする期間が3カ月にのって、何か処分があってから3カ月以内に審査請求が行政にできるということでございます。それから処理期間につきましてはですね、その内容によって少し違うんですけども、大体1カ月、30日以内等が条例の中で定められておりますので、内容によって少し異なってくるということでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第6　議案第3号　阿蘇市行政手続条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第6、議案第3号「阿蘇市行政手続条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第3号「阿蘇市行政手続条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは議案集の26ページから27ページになります。

提案理由でございますが、本件も行政不服審査法の施行に伴い、本条例の一部を改正する

ものでございます。

27 ページをお開きいただきたいと思います。第 19 条の改正規定でございますが、この第 19 条というのは行政手続上に行われる手続の一つに聴聞というのがございます。いわゆる関係者から意見を聞く場でございますけども、この聴聞を主宰することができない人について定めたものが第 19 条の規定でございます。この中の第 4 号に「前 3 号に規定する者であったことのある者」という表現がございましたが、これを「前 3 号に規定する者であった者」というふうに改正するものでございます。この改正につきましては、上位法がこういうふうに文言の訂正があったための改正でございます。

内容については以上でございます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7　議案第 4 号　阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 7、議案第 4 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第 4 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の 28 ページから 35 ページまでということになります。

まず提案理由でございますが、30 ページをお開きいただきたいと思います。提案理由、本件は、行政不服審査法の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、31 ページからになります。これも同じように行政不服審査法の改正に伴いまして、固定資産評価の不服審査を担当する固定資産評価審査委員会の審査手続を改正されました行政不服審査法の趣旨に沿った形に改正するというものでございます。内容的には主な追加の内容としましては、請求が電子的、いわゆるメールでも申請できるというふうに変わっておりますので、そういった条項を 32 ページの第 2 項、左側の一番上にございますが、文書でなくても受理できるというふうなものが追加されております。それから 32 ページの中段から後につきましては、手数料についての規定でございます。これまで手数料については、固定資産評価審査委員会条例の中で規定ございませんでしたので、行政不服審査法の趣旨に則ってこの手数料に関する規定を追加するものでございます。

以上、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第８　議案第５号　阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第８、議案第５号「阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第５号「阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

議案集の36ページから37ページになります。

提案理由でございますが、本件につきましても行政不服審査法の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては37ページをお開きいただきたいと思います。

第２条の規定につきましては、いわゆる実費弁償を支給できるものを列挙している条文でございます、第２条につきましては。この中に新たに10号と11号を追加するというものでございます。第10号につきましては、行政不服審査法の規定による審理員の求めに応じて、陳述または鑑定のために出頭した者を追加するというものでございます。第11号につきましては、同じく行政不服審査法の規定する第三者諮問機関、これは後で出てまいりますけども阿蘇市の場合は、熊本広域行政不服審査会になる予定でございます。の求めに応じ、陳述または鑑定のために出頭した者を追加するものでございます

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第９　議案第６号　阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第９、議案第６号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第６号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

この条例は、議案集の38ページから111ページまでというふうになっております。

まず、提案理由でございますが、66ページをお開きいただきたいと思います。66ページの一番下のほうに書いてございます。本件は、国家公務員に準じた給料表の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては67ページから順次、ご説明申し上げます。この改正条例につきましては、１条から第12条まで条建てがしてございます。それぞれ施行期日が違うということでこういった形で取り扱わせていただいております。まず、67ページの第１条、阿蘇市一般職の

職員の給与に関する条例の改正でございます。これにつきましては、人事院勧告による国家公務員の給料等の改正に伴い、本市におきましても勤勉手当の支給率を0.1月引き上げる改正でございます。年間を通じまして、これまで期末手当を含めまして4.1月でございましたのを4.2月に改正するものでございます。その改正につきましては、12月の支給率に合わせて一同改正するという形になっております。

それから給料表につきましても、平均 0.4%の引き上げの改正を行うということでございます。この給料表の改正につきましては、資料の68ページからずっと書いてあるところでございます。大体額にしますと1,100円から2,500円のアップということになっております。この第1条の施行につきましては、平成27年4月1日、去年の4月1日にさかのぼって適用するということで、条例の改正に伴う差額を支給するということになっております。

次に第2条でございますが、議案集の84ページをお願いいたします。これも同じく一般職の職員の給与に関する条例でございますが、この第 2 条につきましては、適用日を平成 28年4月1日、今年の4月1日からの適用というふうになります。

改正点につきましては、まず先ほど訂正させていただきましたけれども、10条の２に地域手当というのがございます。この地域手当の額がそれぞれ引き上げられるということでございます。それから2点目が、勤勉手当の支給率の区分の改正でございます。先ほどの条例改正によりまして、0.1月分を12月の支給月に全部入れておりましたけれども、28年度以降は6月分に0.05月、12月分に0.05月というふうに２つに分けるというような条例改正でございます。支給率の総月については変更はないということでございます。

それからもう1点大きな点でございますが、88ページからまた職員の給料表が載っておりますが、国家公務員につきましては、給与制度の総合的な見直しというのが進められております。阿蘇市におきましても、この国家公務員の給与の総合的な見直しに準じまして給料表の改正を行うというものでございます。総合的な見直しというのはどういうものかと申しますと、国においては給料表につきましては物価が低い地域に給料表を合わせるということで、物価の高い地域には先ほど改正がありました地域手当として支給するというふうな給与の枠組みを変えるというのが総合的見直しでございます。これによりまして、給料表が平均 2%引き下げられるということでございます。阿蘇市の場合も同様にして 2%程度引き下げるということで給料表にしますと、大体200円から1万3,600円ぐらい給料表が引き下げられるということになっております。この規定につきましては、平成28年4月1日から、今年の4月1日から適用ということでございます。

次に、第3条でございます。議案集の104ページになります。これも同じく職員の給与に関する条例の改正でございますが、この改正規定につきましては、公布の日から施行するということでございまして、条例が可決されましたら公布したらその日から適用ということでございます。

内容につきましては、単身赴任手当の特例というのが設けられておりまして、切替日から改正前につきましては30年3月31日までこの特例を適用するとなっておりましたけども、改正後は28年3月31日までとなりまして、27年度でこの単身赴任の特例は終了するという

ことでございます。

次に、第4条ですね、104ページの中段から以降になります。第4条は阿蘇市職員の勤務時間・休暇等に関する条例の改正でございます。これも人事院勧告に基づきまして、職員の始業時間と終業時間、終わる時間を変更して勤務時間を割り振ることができる、いわゆるフレックスタイム制というのがございますが、これが導入できるようにするための条例改正でございます。この条例改正につきましては、平成28年4月1日施行ということになりますが、この条例の改正につきましては、条例を整備するだけで、すぐにこのフレックスタイム制を導入するということについては、他の自治体の状況等を見ながら施行していきたいと考えているところでございます。

次に第5条の規定になります。これは107ページになります。107ページのちょっと下のほうになりますが、第5条、阿蘇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例というのがございます。これも人事院勧告に基づくものでございますが、給与制度の総合的見直しに伴いまして任期付任用職員の給与についても引き下げるというものでございます。これも２％程度で6,000円から1万1,000円を引き下げるというものでございます。また、期末手当の支給率を0.05月引き上げまして、年間3.1月を3.15月とし、引き上げ月を12月ということにしております。この第5条につきましては、さかのぼって27年4月1日に適用するということでございます。

それから108ページに、ここも下段のほうになりますが、第6条で同じく任期付職員の採用に関する条例の改正を出しております。これにつきましては、前の第5条で12月支給分に反映させることとしました0.05月を6月分と12月分に0.025月ずつに振り分けるという趣旨の改正でございます。この第6条につきましては、28年4月1日の施行ということになります。

次に109ページをお願いいたします。第7条でございます。中段にございますが、第7条、阿蘇市議会議員の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正でございます。これにつきましては、いわゆる議会の議員の皆さまの期末手当の支給率の改正でございます。支給率を職員にならいまして0.05月引き下げ、年間3.1月を3.15月とし、引き上げ月を12月支給分に反映するという改正規定でございます。この規定につきましては、27年4月1日にさかのぼって適用ということにしております。

次に、第8条で、同じく市議会議員の議員報酬の費用弁償等に関する条例の一部改正というのを上げております。これはただ今の第7条で12月分に支給するとしておりました0.05月分を6月支給分と12月支給分に0.025月ずつ振り分ける改正規定でございます。これは28年4月1日に施行ということになります。議会の議員の皆さまと同様の改正規定を9条と10条で阿蘇市長の職員及び給与に関する条例ということで、市長と副市長を同じように9条と10条、支給率等も同じでございますが、そういうふうに改正しております。

それから11条と12条で教育長の期末手当の改正を行っているところでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10　議案第 7 号　阿蘇分担金徴収条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 10、議案第 7 号「阿蘇市分担金徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第 7 号「阿蘇市分担金徴収条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の 112 ページから 113 ページとなります。

まず提案理由でございますが、これにつきましても行政不服審査法の施行に伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

内容につきましては、113 ページをお開きいただきたいと思います。行政不服審査法の施行に伴いまして異議申立てを審査請求に文言が変わるということで、その文言の改正、それから申立てのできる期間を31日から法の趣旨に則って3カ月以内に改めるものでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11　議案第 8 号　阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 11、議案第 8 号「阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第 8 号「阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の 114 ページから 115 ページとなります。

まず提案理由でございますが、本件は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては 115 ページをお開きいただきたいと思います。今回、地方公務員法の改正によりまして、本年度より職員に対する人事評価制度、それから退職者の再就職等の適正管理を行うことが新たに導入されたことに伴いまして、人事行政の公表をすることが義務付けられておりますが、この公表項目に追加する必要があるので所要の改正を行うものでございます。内容につきましては 115 ページにございますように、新たに第 2 号といたしまし

て職員の人事評価の状況というのを追加しております。それから第8号に職員の退職管理の状況というのを追加しているところでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第12　議案第9号　阿蘇市部設置条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第12、議案第9号「阿蘇市部設置条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第9号「阿蘇市部設置条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の116ページから117ページとなります。

まず提案理由でございますが、本件は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては117ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でも述べましたように、番号法の施行に伴う改正でございます。第2条に各部の所管事務を列挙しておりますが、市民部の所管の中に第3号として個人番号カードに関すること、それから第5号に生活困窮者自立支援に関することを新たに追加しております。それから経済部の所管の中にこれまで畜産及び林業、あるいは商工・観光という文字が入っておりましたけども、その文字を畜産及び林業振興、商工振興、観光振興と文言の訂正を行うものでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第13　議案第10号　阿蘇市情報公開条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第13、議案第10号「阿蘇市情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第10号「阿蘇市情報公開条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の118ページから122ページとなっております。

まず提案理由でございますが、119 ページをお開きいただきたいと思います。本件も行政不服審査法の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。大きく 2 点ございまして、まず、行政不服審査法の改正によりまして、不服申立ての方法が審査請求に一元化されるということの改正でございます。新旧対照表を 120 ページからございますように、いわゆる不服申立て等という文言が審査請求等というふうに文言の訂正が随時入っているところでございます。

それから 2 点目が、行政が行う処分等に不服がある場合は、行政不服審査法の規定による審査請求をすることになっておりますけれども、情報公開条例に基づく開示決定等については、行政不服審査法の審理員制度を適用しないこと、及びこれに基づく審査請求の手続きについて定めたものでございます。この情報公開条例にも別途、いわゆる第三者機関が既に設置されておりますので、120 ページをお開きいただきたいと思います。第 19 条で審理員による審査手続きに関する規定の適用除外ということが書いてございます。これにありますように、情報開示の決定または開示請求に係る不作為に係る審査請求については、法の規定する審理員制度は適用しないで、すぐに第三者機関が審理するということになっております。

それから審査請求があった場合の手続きについて、法の趣旨に基づいた改正を第 20 条以下で行っているところでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　情報公開条例ですが、不服申立てがあって、もう 1 回ちょっと流れを簡単に説明していただきたいんですけど、申し込みがあってその後、審議会にかけるということですか。それともう 1 回審査があってから審議会にかける。それとも審議会にかけなくて第三者機関にかけるということでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　今回の行政不服審査法の改正によりまして、一般的には審査請求がありましたら、いわゆる先ほどの審理員制度というのが新たに設けられまして、この処分の内容が適切なものかどうかを当該職員以外の職員、これはどういう方が適切かというのは条例の中で書いてあるんですけども、そういった方が審理員となって内容を審査する。いわゆる第三者的な立場の方がですね。その審理員の決定を審査庁になりますけども、例えば大臣とかが第三者機関に、この内容でいいかというのをもう 1 回審議してもらうというのが一般的な形になります。今申しました情報公開条例等につきましては、第三者機関というのは条例の中で別途定めてございまして、この情報開示等の決定等に伴う不服については、既にあります第三者機関が審議するとなっております。今回の今、提案しております情報公開条例の改正につきましては、開示の決定、一部開示とか不開示とか、行政が手続において出しますけども、それに不服がある場合には先ほどの行政手続の法の趣旨に基づくならば、まず審理員が審査しなければいけないですけども、これにつきましては今言った適用除外ということでいきなり第三者機関が内容を審議するという形になっております。この機関は、先

ほど申しました固定資産評価審査員、そういったのに別に設けてあるものについては条例の中で適用除外と、審理員制度は適用しないということを定めているところでございます。

○議長（藏原博敏君）　4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　この情報公開については、どこまで教えてくれ、何で教えないんだとかトラブルは結構出てくると思うんですよね。そこでですね、どこまでやって、どこまでしないかというのは全部審理員が判断するということでよろしいんでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（髙木　洋君）　お疲れさまです。この阿蘇市情報公開条例に関する不服申立て等についてはですね、阿蘇市情報公開個人情報保護審査会、そういった機関がありますのでこの情報公開条例に関する議員が言われました「もうちょっと教えろ」とか、そういった分については不服があればそちらのほうの機関で審理を行います。行政不服審査法の中の審理員、もしくは外部の審査団体のほうには該当しませんよという規定になっております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかにないようですので、質疑を終わります

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、暫時休憩をいたしますが、11時15分から再開いたします。

午前11時07分　休憩

午前11時16分　再開

○議長（藏原博敏君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14　議案第11号　阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第14、議案第11号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君）　ただ今議題としていただきました議案第11号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の123ページから最後までということになります。

まず提案理由でございますが、本件も行政不服審査法の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては125ページからをご覧いただきたいと思います。本件につきましても、行政不服審査法の改正によりまして不服申立ての方法が審査請求に一元化されたことに伴います改正です。

まず、この新旧対照表の中にございますように、不服申立てという言葉がすべて審査請求

という言葉に改正をいたしております。それから、また法の趣旨に沿った形で手続ができるように、法の趣旨に沿った形の条例改正を行ったものでございます。

以上、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15　議案第 12 号　阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 15、議案第 12 号「阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君）　お疲れ様です。それでは議案集第 2 分冊の 1 ページから 4 ページになりますので、まず 2 ページのほうをお開きをいただきたいと思います。

議案第 12 号「阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について」でございます。

本件は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表 3 ページから 4 ページでご説明を申し上げたいと思います。まず、第 1 条の見出し中、設置を趣旨に改め、同条中「(平成 21 年法律第 50 号)」を「(平成 21 年法律第 50 号。以下)」に改め、設置するの次に（とともに法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づきセンターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする）を加えるものでございます。

そして第 4 条を第 8 条としまして、第 3 条の次に、次の 4 条を加えるものでございます。第 4 条としましては、消費生活相談員の配置、第 5 条で相談員の人材及び処遇の確保、第 6 条で職員等に対する研修、第 7 条で情報の安全管理を定めるものでございます。施行時期につきましては、平成 28 年 4 月 1 日とするものでございます。

上位法の改正に伴うものでありますので、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、園田浩文君。

○５番（園田浩文君）　現在の消費生活センターには、この消費生活相談員の方は何名いらっしゃるんですか。

○議長（藏原博敏君）　市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君）　現在、1 名でございます。

○議長（藏原博敏君）　5 番、園田浩文君。

○５番（園田浩文君）　消費生活センターは、もう毎日毎日いろんな相談が絶えないことだと思いますけども、この相談員さんが例えば病気になられたり、こちらのセンターのほうに来られない場合はどういった対応をされていますか。

○議長（藏原博敏君）　市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君）　担当係長も生活相談センター内におりますので、担当係長のほうで対応をしております。

○議長（藏原博敏君）　5番、園田浩文君。

○５番（園田浩文君）　例えばこの消費生活相談員の方というのは阿蘇市にはどのくらい在住されていますか。

○議長（藏原博敏君）　市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君）　阿蘇市で採用しております消費生活相談員につきましては 1人でございますけれど、法に定められておりますいろいろな試験に合格した人は、数名いるのではないかと思われます。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 16　議案第 13 号　阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君）　日程第 16、議案第 13 号「阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君）　ただ今議題としていただきました議案第 13 号「阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

議案集の 5 ページから 8 ページになります。8 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、本件は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、本条例を制定するものでございます。現在、ひとり親家庭の医療費の助成関係につきましては、規則で運用しておりますが、条例に格上げを行いまして、ほかに乳幼児医療費助成、また児童医療費助成、育児手当支給等がございますが、これにつきましてはすべて条例で運用をしておりますので、これらの条例と整合性を持たせるために条例化を行うものでございます。条例化することにより、規則との内容はほぼ同一でございますので、市民の方々の不利益になるような条例制定ではございませんので、ご審議方、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、竹原祐一君。

○２番（竹原祐一君）　2 番、竹原祐一です。

この条例に該当する世帯ですね、今現在どのぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　申し訳ありません。所管の委員会でお尋ねください。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17　議案第 14 号　阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君）　日程第 17、議案第 14 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君）　ただ今議題としていただきました議案第 14 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

議案集の 9 ページでございます。

まず提案理由でございますが、本件は、一の宮小学校の開校に伴い、新たに放課後児童健全育成事業を行う施設を確保する必要があるために本条例を制定するものでございます。

まず、第 1 条で設置の根拠法令をうたっております。第 2 条で名称及び位置としまして、名称は「阿蘇市一の宮小学校放課後児童クラブ」とします。位置は阿蘇市一の宮町宮地 1669 番地 1、第 3 条で利用者の範囲、施設を利用することができる者は阿蘇市内の就労家庭、またはこれに準ずる家庭に属し、市内の小学校に就学している児童とする。第 4 条で管理の委任をうたっております。第 5 条も委任事項です。附則としまして、本条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行を行うものでございます。この場所につきましては、現在の一の宮給食センターをですね、これを改修してこの事業を行うものでございます。

よろしくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、園田浩文君。

○５番（園田浩文君）　この条例は 28 年 4 月 1 日から施行するということであれば、もう指定管理はどこが受けられるか決まってるんですか。

○議長（藏原博敏君）　福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君）　ただ今のご質問でございますが、施設自体はですね、福祉課で管理することになりますので指定管理者を置くことはありません。運営につきましては民間の社会福祉法人がクラブを運営することになっております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18　議案第 15 号　阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 18、議案第 15 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君）　ただ今議題としていただきました議案第 15 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員､設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

議案集の 10 ページから 72 ページまでと大変ボリュームがありますが､まず 25 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

提案理由としまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。現行の条例につきましては、国の基準により定めたものでございますので、今回一部改正をされました省令どおりに条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、第 3 章、夜間対応型訪問介護の次に、新たに第 3 章の 2、地域密着型通所介護の基準が追加されまして､第 60 条の 2 から 60 条の 38 までが新たに大幅に加えられるものであり、内容としましては、地域密着型通所介護の基準が新たに追加をされるものでございます。小規模通所介護事業所、いわゆるデイサービスから地域密着型通所介護事業所に移行する基準等が追加されたものでございます。これにつきましては、現在国のほうが定めております市町村が実施を行います地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、今回一部改正を行うものでございます。

また、条項の追加改正に伴いまして、これらに関する文言及び条項等の改正を行うものでありますのでご審議方、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19　議案第 16 号　阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 19、議案第 16 号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君）　ただ今議題としていただきました議案第 16 号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ

スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

議案集の 73 ページから 80 ページとなります。まず 74 ページをお開きをいただきたいと思います。

提案理由としまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。先ほどの議案第 15 号におきましても説明いたしましたとおり、この議案につきましても、今回一部改正された省令どおりに条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点としましては、認知症対応型通所介護の基準が追加されまして、地域との連携や運営の透明性を確保するために、運営会議の設置に関する規定などを追加するものでございます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20　議案第 17 号　阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 20、議案第 17 号「阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君）　ただ今議題としていただきました議案第 17 号「阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

議案集の 81 ページから 82 ページになります。

まず、提案理由でございますが、本件は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、82 ページのほうに新旧対照表がございますので、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。「第 3 条 3 項中第 140 の 68 第 1 項」を「第 140 条の 68 第 1 項第 1 号」に改め、終了した者の次に「であって当該研修または同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を終了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を終了した者」を加えるものでございます。

よろしくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 21　議案第 18 号　阿蘇東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 21、議案第 18 号「阿蘇東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　ただ今議題としていただきました議案第 18 号「阿蘇東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について」でございます。

議案書第 2 分冊の 83 ページでございます。

これにつきましては、神楽苑の有限から株式への組織変更に伴い、条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うために提案したものでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、竹原祐一君。

○２番（竹原祐一君）　2 番、竹原です。

参考資料の第 7 条ですか、これが新しく入ってますけれど、これは実際神楽苑の株式会社とは全く関係ないのでその辺をちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　これにつきましては、旧改正前のほうで当該年度の予算によるもの等ございまして、新のほうで阿蘇市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、そこにそれまでは当該年度の予算によるものという非常に不確定だったものを既存の条例を当てはめたものでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

15 番、古澤國義君。

○15 番（古澤國義君）　この東部高冷地域農業活性化推進委員というのはですね、当時は農業活性化のための委員ということで、委員長は確か昔は経済委員長、副委員長が委員長になってやっていた農業推進団体と思うんですけども、いつから神楽苑とかグリーンファームが入ったんですか。東部高冷地域農業推進委員会と思うんですけど。

○議長（藏原博敏君）　経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　私がお聞きしたところによりますと、神楽苑のほうは当初から入っていたんではないかなと。ちょっとグリーンファームのほうは分かりませんが、その分でちょっとこれには改正はしてないんですが、神楽苑でございますので当初のほうから入っていたんではないかと思われます。期日についてはですね、お昼からでもすぐ確認してまいります。すみません。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22　議案第 19 号　阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 22、議案第 19 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　ただ今議題としていただきました議案第 19 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」をご説明させていただきます。

本件につきましては 86 ページの別冊中、マイクロバスの 1,600 円を 2,500 円に、中型バスの 2,000 円を 3,000 円に改めるものでございます。理由といたしましては、公園道路の安定的な経営、管理運営に対する資金を確保するためであります。これにつきましては、平成 23 年と 25 年、本件で 3 回目の料金改定でございます。これによりますと、25 年度ベースの対比となりますが、マイクロバスで 260 万円程度、中型バスのほうで 100 万円程度徴収金が上がる予定になっています。

説明は以上です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、岩下礼治君

○３番（岩下礼治君）　3 番、岩下礼治です。

この道路を確認したいんですが、私の思いではこの道路というのは山頂から高森に抜ける道路かなという思いがしております。値上げをしますと利用者の減になるのではないかなという危惧をしますと同時に、昨年噴火災害等で料金徴収がかなり減っているようでございます。そういう時期に上げるとなると、利用者の不信感をあおるのではないかなということを危惧しております。いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　今回の条例の改正はですね、公園道路と申しましてロープウェーのスタートするところの全く阿蘇市が運営する道路でございまして、火口が行き止まりとなっております。その分で非常に今回の値上げを予定しているマイクロバスと中型バスの部分につきましては、相変わらずインバウンドの団体のお客さまが増えており、それと 23 年に普通自動車のほうを上げております関係で、その差を埋めるためと、再開いたしましてかなり手入れも必要になってまいりますので、料金改定によりその経費を賄おうとするものでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 23　議案第 20 号　阿蘇市温泉センター条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 23、議案第 20 号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　失礼いたします。ただ今議題としていただきました議案第 20 号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」ご説明させていただきます。

今回の改正についてはですね、料金の改定でございます。88 ページにございますとおり、市内の大人料金を 200 円から 400 円に、子ども料金を 100 円から 200 円に、回数券を 2,000 円から 4,000 円に、こういうところでございまして、ただ回数券につきましては、以前 2,000 円の分が 11 枚つづりでございました。今回は 12 枚とすることで 1 枚当たりの負担額を 266 円ということにしております。これにつきましては、阿蘇市温泉センターの事業検討委員会から提出された意見書に基づき、使用料の改定を行った次第でございます。それと施行につきましては、２カ月を経過した日から施行するとしており、つきましては、今の目安で５月中旬になるのではないかと思っています。この２カ月間は周知の期間でございまして、収入額のアップといたしましては、通常の 10 万人が目安となっておりますので最大 400 万円程度になるのではないかと予測している次第です。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○３番（岩下礼治君）　3 番、岩下礼治です。

現在の収入と 27 年度でも 26 年度でもいいんですが、収入と管理費の差がどれぐらいあるのか。それから今回、倍増になっているところがあります。前回の改定がいつ行われたのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　決算状況でございますが、25 年度は歳入が 2,450 万程度と歳出が 4,050 万程度、差し引きが△の 1,600 万円でございます。それと 26 年が歳入が 2,600 万、歳出が 4,100 万、差し引きの△が 1,500 万ということでございます。そういう状況でございまして、前回の料金改定についてはすみません、今回が最初の改定でございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

7 番、市原正君。

○７番（市原　正君）　7 番、市原です。

これの温泉センターの条例が適用される温泉の場所ですね、どこなのか。それからいきなりこれだけ上げて、市民の皆さんからの批判というのはないのか。そのあたりの検討委員会から提出された意見書に基づき改定を行うということですが、やはり阿蘇市においては温泉というのは一つの目玉であります。市民の皆さんも非常に楽しみにしている部分があります。それをこれだけ上げていいのかということは、経済部のほうでどのぐらい検討されたのか伺いたい。

○議長（藏原博敏君）　経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　この部分につきましては、場所が夢の湯でございます、阿蘇駅周辺の。それと検討委員会は一般の方と地区の、それと議員の方、それと区長も入れたところで現状の赤字等々の説明を行い、また今も常に改修しているような状況等併せて説明を行いまして、それらを受けて入場料が 400 円ということになったわけでございます。これについては先ほども申しましたとおり、回数券を 15 枚とすることで上げ幅を抑えたという点と、それと夢の湯の料金そのものも非常に近隣市町村のお風呂と比べて、低料金でございましたので、そこでご了承願いたいということです。それら基づきまして作成された委員会からの意見書を踏まえ改定した次第でございます。

○議長（藏原博敏君）　市原正君。

○７番（市原　正君）　それからもう１点ですね、今改正前には市内と市外ということで分けられておりますが、今回は全部一緒になってしまうのでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　経済部長。

○経済部長（吉良玲二君）　これまでは、市外と市内ということで分けておりましたが、割合から見ますと、8 対 2 の割合で市内の方ということでありました。場所的に申しまして実際、市外の方の割合が増えるんじゃないかという、いつも行ってらっしゃる方から報告受けておりまして、窓口のほうでお一人お一人に「おたくは本当に市内ですか」っていうのもなかなか聞けない話もございまして、料金を一本化することで、結果的に窓口の軽減につながるものと考えております。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第 24　議案第 21 号　阿蘇市下水道条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 24、議案第 21 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君）　ただ今議題としていただきました議案第 21 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」ご説明いたします。

議案書の 89 ページと 90 ページになります。

提案理由でございます。本件は、排水設備工事責任技術者資格認定に関する試験及び更新講習会に関する事業の移管及び移管先の合併による名称変更に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては 90 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。責任技術者の資格第 5 条の中でですね、下線が引っ張ってありますけども、「公益財団法人熊本市下水道技術センター」という名称が、「公益財団法人熊本市上下水道サービス公社」と変更されており

ます。下水道の排水設備工事はですね、責任技術者を有した工事店でなければ工事ができないことになっております。日本下水道協会の外郭団体であります当財団法人で、この責任技術者の試験及び更新講習会を行っております。名称変更に伴う条例改正でございます。附則としてこの条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

以上、説明を終わらせていただきますが、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第25　議案第22号　阿蘇市立小・中学校設置条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第25、議案第22号「阿蘇市立小・中学校設置条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（園田羊一君）　ただ今議題としていただきました議案第22号「阿蘇市立小・中学校設置条例の一部改正について」説明申し上げます。

議案集の91ページ、92ページをお願いいたします。

最初に提案理由でございますが、本件は、小・中学校の統合に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

最初に新旧対照表の第2条、名称及び位置の表の中で改正前の阿蘇市立一の宮小学校（仮）を阿蘇市立一の宮小学校に改め、同表旧阿蘇市立宮地小学校の項から坂梨小学校、古城小学校及び尾ヶ石東部小学校の項を削除するものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第26　議案第23号　阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第26、議案第23号「阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（園田羊一君）　続きまして、議案集の93ページ、94ページをお願いいたします。

議案第23号「阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について」説明申し上げます。

最初に提案理由でございますが、本件は、建物の老朽化に伴いまして計画的に解体を予定しておりますので、既存の学校教職員住宅を廃止する必要があるため、本条例の一部を改正

するものでございます。

最初に新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、その中で一の宮教職員住宅から最後の波野小学校校長官舎までは、その中で坊中の教職員住宅、それから波野中学校の校長宿舎を除く七つの施設を今回、削除するということでございます。それから第2表の家賃の欄でございますが、ただ今申し上げましたように坊中の教職員住宅、それから波野中学校の校長官舎の1万2,000円と4,000円、それを除きますとあと七つの施設の家賃等を削除するものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、湯淺正司君。

○11番（湯淺正司君）　お尋ねします。改正前はだいぶ住宅がありましたが、大体今まで何件、何名ぐらいですかね。それと改正後は減りますが、これはまだ分からないと思いますけど、そこをちょっとお願いします。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　ほとんどの住宅が老朽化をしておりまして、実際、入居の申し込みがあっていますのが、坊中教職員住宅ですね。それから現在、お住まいじゃございませんけども、波野中学校につきまして校長先生より、遠い方について申し込みがあるというような状況でございます。あとの部分につきましてはもうほとんど老朽化しております関係上、入居がないという状況でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

午前中あと3分ほどございますが、午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、午後1時より再開いたします。

午前11時57分　休憩

午後0時59分　再開

○議長（藏原博敏君）　それでは、休憩前に続きまして会議を開きます。

日程第27　議案第24号　阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第27、議案第24号「阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（園田羊一君）　ただ今議題としていただきました議案第 24 号「阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について」説明いたします。

議案集の 95 ページをお願いいたします。

最初に提案理由でございますが、本件は、統合となる小学校の施設を社会体育施設として開放するために本条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、次の 97 ページの新旧対照表により説明申し上げます。

別表第 1、改正後にこれまで条例に表記しておりませんでした中通グラウンド、それから役犬原グラウンドと併せまして、閉校となります坂梨、それから古城、尾ヶ石東部のグラウンドを加えまして、新たに五つのグラウンドを加えるものでございます。

ここでお気づきかと思いますけれども、この中には閉校となります宮地のグラウンドは含まれておりませんが、宮地小学校跡地のグラウンドにつきましては、今後、教育財産から普通財産のほうに移行しまして、跡地利用検討委員会の中で跡地利用については検討することとなっておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、別表第 2 でございますが、阿蘇市グラウンド使用条例の中にナイター照明のない役犬原のグラウンドですね、それ以外については夜間照明使用料を 1,150 円というふうに設定をいたしまして、これまでの既存の施設と同額にすることとしておりますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、河﨑德雄君。

○９番（河﨑德雄君）　私の見落としかもしれませんけれども、今説明があった中には乙姫小のグラウンドは抜けておりますけれども、既に改正がされているか知りませんけれども、今回老人ホームをつくるようになっております。予算計上もされておりますけれども、この条例で売買なり貸し付けができるんですか。それを質問いたします。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　教育委員会のほうからご説明を申し上げます。先行統合しております中通小学校、それから今回統合します坂梨、古城、それから先行統合予定の尾ヶ石東部小学校につきましては、教育委員会のほうで社会体育施設としての利活用を当面の間はしていくということで、今回阿蘇市の総合グラウンド条例のほうに入れておりますけれども、宮地小学校とそれから乙姫小学校につきましては、教育委員会以外の利活用が検討されているということで、今回の条例から外しているところであります。

教育委員会からは以上でございます。

○議長（藏原博敏君）　河﨑德雄君。

○９番（河﨑德雄君）　教育委員会の日田課長から聞いたところによると、ちょっと理解しにくい点がありますけれども、要は乙姫小学校跡につくる老人ホームについては、今の条例で売却はできるのか、貸し付けができるのをですね、山口課長のところが詳しいかもしれんけん、そこでお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　すみません、3 月 31 日までは教育財産となっておりますので、それ以降、普通財産のほうで所管替えをしていく形になります。

○議長（藏原博敏君）　河﨑徳雄君。

○９番（河﨑徳雄君）　じゃあそのときが来たら当然、議会には諮るわけですかね。それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　行政財産から普通財産に移行する場合は議会にはかけません。ただ、普通財産を売却するときには一定の面積、金額を超える分についてはもちろん議会の同意が必要という形になります。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

11 番、湯淺正司君。

○11 番（湯淺正司君）　すみません、ここで役犬原のグラウンドがありますが、グラウンドも今、ゲートボールの方が一番多いときには 120、30 名ですかね、利用しています。ここはトイレが裏の入り口か、あそこに 1 カ所ぐらいしかなくて、お年寄りの場合はかなり混み合います。もう外のやつはかぎがかけてあります。中にもほかにどれくらいか 1 階か何かにあるかと思いますけど、そこの使用も可能なのか。それと掃除のほうは終わってから順番に各地区で掃除しているようです。そこは絶対足らんと思います。下のトイレが女性用が 2 基と男用が 2 基あって、1 基はもうずっと使用禁止か何かに多分なっていたと思います。そこをちょっとお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　波野のグラウンドにつきましては、屋外トイレが多分、男性のほうが凍結防止の関係で止めてあるかと思います。あそこが汲み取りのにおいがしたりします関係上、校舎 1 階の真ん中にありますトイレですね、それをグラウンド側から入れるように、グラウンドを利用する際にはそのかぎも一緒にお渡ししながら 1 階のトイレを使っていただいているところであります。一部洋式化も取り組んでおりますので、今のところそれを利用していただきながら利活用したいただいているところであります。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　湯淺正司君。

○11 番（湯淺正司君）　すみません、今何か波野になっている気がするけど、役犬原で個室のトイレの数が足らないからということでちょっと質問していますが。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　申し訳ありません。波野じゃなくて役犬原小学校ですね。1 階の玄関入ったらすぐ左手、階段の反対側のほうにトイレが男子、女子別々にございます。女子は 3 基あったと思います。男子は大が 2、小が 3。一応それを今、使っていただいているところであります。

○議長（藏原博敏君）　湯淺正司君、3 回目です。

○11 番（湯淺正司君）　多分今までですね、グラウンドのほうから入って、さっき言いましたように女子が 2 基、男子が 2 基か、それだけしか多分使わせてもらってないんじゃないかと思うんですよ。あそこの係の人とそういう話ができているのかと思いますが、3 回目だから。でないとさっき言ったようにお年寄りが 35 分か何かで終わるんですよね。そして終わったなら高齢者だから一遍に行くわけですよ。あれだけでは足りませんから、ほかの階のやつも使用するようにしてくださいということです。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　大きな大会があるときにはですね、キューネットのかぎと校舎のかぎも借りて、1 階のトイレは全部使えるような形で、通常、正門のほうは閉じておりますので、その入り口にあります中村商店さんのほうで、そういうイベントがある場合には校舎のかぎとキューネットのかぎもお借りして、1 階は全部使えるような形で取り組んでいただいているところであります。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

4 番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　先ほどの河﨑議員の関連ですが、97 ページの一覧表に出ていますこれらグラウンドとかについては、宮地小学校以外はもう行政財産から普通財産に移ることはないということで理解していいんでしょうか。宮地小学校とか移る場合には、後から議会に報告とかあるんでしょうか。普通財産になったときに議決を諮る事項で大体幾らぐらいとか、どのくらいの面積とか、そういったのは決まっているんでしょうか。そういったのをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　先ほどの 97 ページのここに載っているグラウンドですね。これについては将来的に普通財産にはならないという形は、現時点では分かりません。将来的に行政財産から普通財産になることも可能性がないとは言えません。

それと行政財産、これは教育施設だけじゃないですけど、ほか全施設、行政財産から普通財産へ移るときは先ほども言いましたように、議会の議決は必要ありません。ただしですね、売却ですね。5,000 ㎡以上で 2,000 万円以上の売却ですね。それとあとは地価、通常の地価より安易に安い場合は、議会の議決を必要とするとなっておりますので、そういう物件が出てきた場合は議決という形になります。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 28　議案第 25 号　阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 28、議案第 25 号「阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（園田羊一君）　議案第 25 号「阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の 98 ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、本件は、施設を社会体育施設として開放するために本条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては 99 ページの新旧対照表によりまして説明申し上げます。別表、改正前の中で古城、坂梨及び尾ヶ石東部小学校を削除いたしまして、第 5 号の屋内照明施設使用料のうち宮地を一の宮に改めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 29　議案第 26 号　阿蘇市体育館等条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第 29、議案第 26 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（園田羊一君）　続きまして、議案第 26 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」説明申し上げます。

議案集の 100 ページをお願いいたします。

最初に提案理由でございますが、申し訳ありません 103 ページをお願いいたします。本件は、統合となる小学校の施設を社会体育施設として開放するために本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、次の 104 ページの新旧対照表によりまして説明申し上げます。別表第 1 のうち、新たに阿蘇市坂梨体育館から中通、古城、役犬原、乙姫、そして最後の尾ヶ石東部小学校体育館を新たに加えるものでございます。次に、第 2 表、体育館のうち個人使用料のうちトレーニング室等を限定いたしまして各 2 時間以内という表現を 2 時間に付きと改めるものでございます。次に、105 ページをお願いいたします。専用使用料のうちＡの利用者が催しのために入場料及び会費等を徴収しない場合、それからする場合に分かれておりまして、またアマチュアスポーツまたは学生・生徒・児童が行う催し物の場合と、その他の場合と区別をいたしておりますが、いずれにいたしましても今回、坂梨小学校から尾ヶ石東部小学校の 6 施設を時間に応じた使用料を設定するものでございます。

次に、107 ページをお願いいたします。一部使用料それから照明使用料につきまして、ただ今申し上げました 6 施設の使用料を設定するものでございます。次に、専用使用料に照明

使用料が含まれておりませんでしたので、今回新たに照明使用料を設定するものでございますが、ただし体育館の規模に応じまして全面、それから半面と分かれておりますけれども、役犬原の体育館、乙姫それから尾ヶ石東部小学校の体育館については、面積が少ないために350円と設定をしたところでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、園田浩文君。

○５番（園田浩文君）　5番、園田でございます。

109 ページの阿蘇の多目的広場なんですけども、現在ゲートボール場は産交バスの迂回路といいますか、発着場として砕石をひかれて、現在はゲートボール場としてはちょっと使用も難しい状態で、ストリートバスケットあたりはあのくらいの広さがあればできるかなと思うんですけども、産交バスとはもちろん補助金を阿蘇市のほうも入れてますので、使用料といったところはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　これは12月議会でもご質問がありました件ですけど、あくまでも臨時的な措置という形で今、使わせていただいておりますが、規定の使用料についてはいただいております。

○議長（藏原博敏君）　園田浩文君。

○５番（園田浩文君）　使用料はいただいているということですか。はい、わかりました。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第30　議案第27号　阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第30、議案第27号「阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（園田羊一君）　続きまして、議案第27号「阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について」説明申し上げます。

議案集の110ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、本件は、学校給食センターの統合に伴いまして、併せて所要の改正を行うために本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては次のページの新旧対照表により説明申し上げます。第2条、改正前の表の中で一の宮給食センターの項を削除いたしまして、第3条第1項の1号の中で「及び委託を受けたこれらに準ずるもの」という部分を削除いたしまして、第3条を「阿蘇市立小学校・中学校の学校給食用物資の調達、管理、調理、配送、その他必要な業務」というふうに

改めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　今の条文を変えることでですね、例えば水害のときに給食センターで炊き出しをしようとかいうときに、支障が出たりとかはしないでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　緊急時については別途定めがございますので、支障はございません。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり終了します。

日程第31　議案第28号　阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君）　日程第31、議案第28号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君）　ただ今議題としていただきました議案第28号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を説明いたします。

議案書の112ページから114ページになります。

提案理由でございます。本件は、阿蘇市簡易水道の一部区域を阿蘇市上水道へ統合することに伴い、関係条例の規定を整備し、併せて所定の改正を行うものでございます。

内容については114ページの新旧対照表で説明をいたします。第1条と第2条がございますが、まずは第2条の水道事業の設置等に関する条例から説明をさせていただきます。まず、設置の名称の上水道、それから簡易水道とございまして、簡易水道を上水道に変えていくということでございますので、まず下のほうの改正前のところで簡易水道が小野田を含んで10地区を削っております。そして新たに上のほうで上水道、この部分をそっくりここに加えております。

それから第1条の水道事業の給水条例についてご説明いたします。これは基本は大字で割り付けております。料金の部分でございます。第27条でございます。第1号では、この下線の部分、小池、黒流町、今町を加えております。それから2号では、山田水道料金というところを山田地区水道料金、これは大字山田になりますので、山田地区の水道料金としております。それから4号の山田西部水道料金を削っております。そして5号を4号といたしまして、6号を5号としております。最後に7号を赤仁田から6カ所、中江及び波野地区の水道料金ということで、この部分を6号としております。

市長の施政方針でも示されておりますけども、平成 28 年度は簡易水道を上水道に統合する最終年度ということでございます。まず、その手続きといたしまして、28 年度で統合届出書を県に提出をいたしまして、連絡管を整備するような補助事業が採択されていくわけでございます。そういう採択条件として、まず条例改正が必要となっておりますので、本条例を本議会で条例を改正するものでございます。そのために附則で、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行すると。来年の 4 月 1 日から施行するということでなっております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、河﨑德雄君。

○９番（河﨑德雄君）　ただ今の説明で区域については大字、例えば山田と言われましたけれども、今できている選果場ですね、ＪＡがつくっている選果場は山田区域に入るんですか、役犬原区域に入るんですか。

○議長（藏原博敏君）　河﨑議員、所管ですので委員会のほうでお尋ねください。

ほかにありませんか

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第 32　議案第 29 号　平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 32、議案第 29 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　失礼します。ただ今議題とさせていただきました別冊 1 になります。別冊 1 でございます。議案第 29 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」ご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に 1 億 658 万 1,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 191 億 8,888 万 2,000 円といたしております。

6 ページをお願いいたします。繰越明許になります。第 2 表です。繰越明許費補正につきましては、追加分を 12 件、それと変更分を 1 件今回計上いたしております。すべて平成 28 年度へ繰り越して使用するということとしておりますが、追加 12 件のうち 8 件につきましては、3 月の国の補正予算によるものでございます。

10 ページをお願いいたします。歳入になります。款 6 地方消費税交付金、これは地方消費税が 5%から 8%になった分ですが、これは当初、地財計画の数値に基づいて当初予算のほうは計上いたしましたが、それ以上に消費があったため、今回 1 億 5,000 万円増額いたしまして 5 億 5,540 万円計上いたしております。その次の地方交付税でございます。款 10 地方交付税の普通交付税分 963 万 6,000 円の追加については、調整額の復活。調整額といいますのは、国は普通交付税額が予算で決まっております。各自治体の需要額の総合計が上回った場合は

各市町村一定率を掛けて調整をいたします。差し引きます、その分を。その分を差し引いた分が今回復活という形になります。なぜ復活したかと言いますと、国の経済対策で2月に国の補正予算が認められた関係上、その部分が復活という形で963万6,000円追加をいたしております。

11ページをお願いいたします。中段よりちょっと下になります。款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金の地方創生加速化交付金というのが今回8,000万円計上させていただいております。これは今般の国の補正予算によるものでございまして、一つの自治体上限が8,000万円という形で申請が認められております。大枠でこれは10分の10の補助でございます。阿蘇市といたしましても、あとで歳出のほうでも出てまいりますが、阿蘇市で行う部分、それから阿蘇郡市で行う部分を合わせまして8,000万円満額で国のほうに申請をいたしております。次に、同じ欄になりますが、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金720万円につきましては、システムの強化に係る整備費の補助金を国の補助金を受けて整備するものでございます。

12ページをお願いいたします。下の段になります。土木費国庫補助金です。節4住宅費補助金の一番下になります。要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金、これは白雲山荘の分でございますが、今回7,927万円を減額いたしておりますが、これは国のほうから直接補助金が民間事業者へ交付となったことによる減額でございます。

14ページをお願いいたします。14ページの中段になります。款15県支出金、目4農林水産業費県補助金につきましては、今回総額で1億3,993万9,000円減額の13億7,096万3,000円といたしております。内容につきましては、歳出の欄で出てまいりますので歳出の欄で説明をいたします。

17ページをお願いいたします。中段よりちょっと上になりますが、款18繰入金、目1財政調整基金につきましては、今回財源調整のために1億3,000万円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。款21市債でございます。市債につきましては、平成27年度の各事業の事業費の調整によりまして、全体で2,840万円を減額して計上いたしております。

次に、歳出のほうを説明いたします。20ページをお願いいたします。これは各費目すべてに該当いたします。今回、各費目、給料それと職員手当等、それと共済費の調整を行っております。要因といたしましては、人事院勧告に伴う増額及び育児休業などによる減額を計上しております。人件費の総額では3,242万8,000円の減額という形になります。

21ページをお願いいたします。先ほど歳入でもありましたが、21ページの一番下でございます。総務費の目8情報管理費でございます。情報セキュリティ強化対策システム改修委託料3,891万8,000円につきましては、国の補正予算に伴いまして国庫補助金720万円を活用いたしまして、庁内のネットワークセキュリティ強化対策事業といたしまして、まず基幹系ですね。基幹系というのは戸籍とか税とか福祉関係の住民情報になりますが、その部分。それとＬＧＷＡＮ系ですね。ＬＧＷＡＮ系といいますのが、国・県・市の情報でございます。それと情報系、これをそれぞれ整備強化をいたすものでございます。

23 ページをお願いいたします。目 11 光ネットワーク事業費でございます。その委託料で維持業務委託料といたしまして、今回 417 万 7,000 円を増額いたしております。この分につきましては、県の野中川砂防事業などによりまして光ケーブルを移設する必要がございます。その費用として計上いたしております。なお、この移設費用につきましては、補償金として県より納入がございます。

25 ページをお願いいたします。款 3 民生費でございます。目 1 社会福祉総務費の国庫特別会計繰出金のうち、その繰出金の一番上の段になりますが、保険基盤安定分というのがございます。この部分につきましては、保険税の軽減分及び保険者支援分となりまして、今回 2,967 万 6,000 円の増額という形に計上いたしております。なお、その金額の 4 分の 3、2,229 万 9,000 円につきましては、県補助金として歳入がございます。

30 ページをお願いいたします。中段になります。款 4 衛生費でございます。目 1 の保健衛生総務費の繰出金、病院事業会計繰出金につきましては、今回 2 億 9,915 万 9,000 円の増額で計上いたしております。これは昨年の 3 月議会の中でも申し上げましたが、公営企業全部適用前までの中央病院時代の赤字、その部分の一部を補てんという形で計上いたしております。金額につきましては、医療センターとの協議の上、決定をいたしております。その下になります。目 5 生活衛生費の負担金補助及び交付金で阿蘇広域行政事務組合の負担金、これは生活衛生費の中にもありますし、塵芥処理費の中にもありますし、消防費のほうもあります。その中で各費目で計上してあります。その中で今回、1 年間分の公益の負担金という形で 5 期の分の調整があっておりますので、阿蘇市の負担分といたしましては総額で 1,036 万 4,000 円の減額という形になっております。

31 ページをお願いいたします。農林水産業費です。目 3 農業振興費の負担金補助及び交付金の一番上になりますが、阿蘇地域若者雇用等連携事業負担金につきましては、国の地方創生加速化交付金、これは 10 割補助の分ですが、これを活用いたしまして、阿蘇郡市連携して県の振興局が事務局となり、事業を行うものでございます。今回、農業分、それと 35 ページにありますが林業分がございます。それと 36 ページにありますが観光分というのがございます。最後に定住分という形で 37 ページにありますが、計上いたしております。この四つの事業は阿蘇圏域の連携事業という形で加速化交付金の事業申請を行っております。

次に 32 ページをお願いします。上から 2 段目になります。負補交の上から 2 段目ですね。生産総合事業費補助金、これは強い農業づくり交付金になりますが、この分につきましてはＪＡの補助でございまして選果場建設分という形になります。今回、設計変更や入札残により 1 億 6,958 万 8,000 円の減額の 3 億 8,477 万円といたしております。なお、同じ金額国庫補助金分、これは県補助金のほうに計上いたしておりますが、同じ金額減額という形になります。次に、一つ飛びまして、担い手確保経営強化支援事業費補助金、今回新規に 2,987 万 5,000 円を計上いたしております。内容といたしましては、国の補正予算に伴う事業でございます。新規就農者の農業用機械及び施設導入に対して補助するものでございます。なお、財源としては国庫補助という形になります。

34 ページをお願いいたします。34 ページの上から 2 段目になります。目 13 畜産振興総合

対策事業費の負補交です。この負補交の中の阿蘇火山防災畜産対策事業補助金として、今回1億1,527万円を計上いたしております。これも先ほどと同様ですね、国の補正予算。これは平成27年の経済対策分として新規に計上をいたしております。降灰対策に伴う飼料、収穫、調整、機械などの導入補助という形になります。なお、財源といたしましては1億1,527万円のうち国庫分として8,866万9,000円が補助金という形になります。

36ページをお願いいたします。36ページの款6商工費のうち目3観光振興費の前節になります。観光振興費の旅費、それと需用費、委託料、負担金補助及び交付金につきまして、すべて先ほどの阿蘇郡市連携事業として行う事業と同様にですね、国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金を活用した阿蘇市事業分でございます。合計で7,134万7,000円を計上いたしております。財源といたしましては、先ほどの連携分も合わせまして8,434万7,000円のうち8,000万円が国の交付金という形になります。次にその下になります。繰出金です。繰出金の阿蘇山観光事業特別会計繰出金として今回7,900万円を新規に計上いたしております。これはもう議員の皆さまもご存じのとおり、阿蘇火山のほうがレベル2によりまして、概ね1㎞規制となっていることでございますので、道路使用料が見込めません。そのため特別会計へ繰り出すものでございます。

37ページをお願いいたします。土木費でございます。目1土木総務費の一番下になります。先ほど歳入でも触れましたが、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業。この補助金につきましては、白雲山荘分となりますが、民間への直接補助という関係で歳入と同じく 7,927万円を減額いたしております。

40ページをお願いいたします。40ページの消防費でございます。中段から下になります。款8消防費、目3災害対策費の負担金補助及び交付金の熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金につきましては、今年度申請がございませんので、すべて減という形になっております。なお、歳入のほうの県補助金につきましても、同額減額という形をとらせていただいております。

43ページをお願いいたします。43ページの中段になります。教育費の目2体育施設費のアゼリア21の管理委託料という形で今回958万円計上させていただいております。この部分につきましては、指定管理のリスク分担に伴うものでございます。今回は重油分の減額、それと電気料の増額分もございますが、大きな部分は浴室の天井落下により復旧までの期間の使用料減、その部分に伴う分として今回、計上いたしております。

以上、議案第29号につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、河﨑德雄君。

○９番（河﨑德雄君）　30ページの病院会計の繰り出しですけれども、後でまた補正で聞きますけれども、2億9,900万ですね。これについての積算根拠はどういうものですかね。積算根拠をお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（井野孝文君）　ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

積算根拠につきましては、3 月末時点の流動負債から流動資産を引きましたところの現金不足額が生じるということで、資金の不足額を解消するために市のほうと協議をさせていただきまして 2 億 9,915 万 9,000 円という額を計上させていただいております。

○議長（藏原博敏君）　河﨑君よろしいですか。

ほかにありませんか。

4 番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　4 番、谷﨑です。

まず 43 ページのアゼリアの件ですが、これはリスクに対する契約ですけど、最近は重油代も安くなっていまして、その分はプラスが出てるんじゃないかと思うんですが、この契約では何と何と何を一応分担するような契約になっているのか、それについてお尋ねします。

それとですね、30 ページの先ほど河﨑議員の質問の病院事業会計の繰出金なんですけども、これは病院側からの要求じゃなくて市の側から見たときにですね、病院のほうとしては欠損金が5億6,000万ぐらい計上されてまして、それの補充ということで出てるようですけども、たしか引き継ぎのときに建物、あるいは病院の機材、あるいは土地とか資産も引き渡していると思いますので、差し引きプラスじゃないかと思うんですけど、そこらあたりの計算はどうなっているのか。市のほうとしてはそこらあたりは見られているのかというのをお尋ねいたします。

それとですね、最初のほうの 3 ページの基金繰入金ですけども、基金繰入金の明細と残高をお願いいたします。その 3 点をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　今回のアゼリア 21 の部分につきましては、議員さんご指摘のように、教育委員会としましては電気、ガス、重油、それから収入関係ですね。項目的にはそういうものを見ておりますけれども、ご指摘のように重油につきましては、今の見込み額としましては 113 万 3,000 円ほど減額になる予定です。ただし、ガスも約 1 万円ほど下がりますけれども、電気料のほうが前半戦どうしても高かったということで、こちらのほうが 408 万 8,000 円ほどかかりまして、こちらの電気、ガス、重油の関係で約 294 万 5,000 円ほどマイナスと。それから収入関係ですけれども 8 月、9 月、10 月につきましては、浴場の関係がどうしても工事の期間中使えないという部分で、特に年間の会員権の方々につきまして 3 カ月更新を延ばさざるを得ないということがあってですね、その分の収入が結果的には 3 カ月間ずれますので収入が減っていくと。その二つを合わせますと約 958 万ほど、今回差額が生じたということでございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　医療センターの件でございますが、建物の部分につきましてはですね、もとの中央病院の部分、これはすべて取り壊しの方向でございますので、会計上は除却損という形になりますので、逆にマイナスになります。詳細は局長のほうから説明をお願いしたいと思いますが、金額的ベースにつきましては去年も申し上げましたとおり、5 億

6,370 万 6,000 円、これのうち昨年 2 億 2,571 万 4,000 円を繰出しております。去年はもう一つ貸付金というのを行っております。今年は去年より 2 億ほど経営のほうが改善いたしておりますので、貸付金は行っておりません。昨年度の残りの部分 3 億 3,799 万 2,000 円のうち、先ほど局長が説明しましたように、協議した結果、2 億 9,915 万 9,000 円を繰り出すという形をとらせていただいたということでございます。従いまして、開院前の、全適前の赤字につきましてはあと 3,883 万 3,000 円は残っているという状況でございます。

それと二つ目のやつですね。基金のつきましては、財政調整基金です、今回の繰入金というのはすべてが。ただし、これはあくまでも先ほどご説明いたしましたとおり、財源調整という形で上げさせていただいておりますので、現時点での 1 億 3,000 万円を繰り出した後の現在高は 11 億 1,000 万ほどになりますが、基本的にはあと今度 3 月の中旬以降ですかね、特別交付税、それとほかの各種交付金、それと決算不用額等が出ますので、見込みといたしましては基金の取り崩しをしなくて済むという方向になると予測はしております。それとほかの基金ですね。減債基金が 7,100 万ですね、長期施設整備基金が 2,400 万、地域情報化整備基金が 8,800 万、公共施設管理基金が 3,000 万という分が主な基金になります。

○議長（藏原博敏君）　答弁はその三つでよろしいですか。いいですね。

谷﨑さん、それでよろしいんですか。3 回までは聞かれますよ。

3 番、岩下礼治君。

○３番（岩下礼治君）　40 ページの土砂災害危険住宅移転促進事業補助金なんですが、これは該当者がいなかったということで減額されてますけども、波野の方で申し込んだけども金がないっていうことを言われたという話を聞きました。もしやその辺のところで担当の財政課ではなくてですね、住宅環境課ですか、そちらのほうで情報をつかんでおられればお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　総務課長。

○総務課長（高木　洋君）　議案書の 40 ページになります。款の消防費、項の消防費、目の災害対策費の中にですね、

○議長（藏原博敏君）　総務課長、ちょっとお待ちください。

岩下礼治さんの質問は、総務の所管じゃないでしょうか。恐れ入りますが、常任委員会のほうで。それ以外を尋ねてください。

11 番、湯淺正司君。

○11 番（湯淺正司君）　34 ページの阿蘇火山防災畜産対策、これが 1 億 1,500 万追加と、先ほどの説明では幾つかの分野ということでですね、大体何と何をお願いしたいと思いますし、その下の中山間地域直接支払交付金、これが減額になっていますが、これは何でしょうか。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　お答えします。

それでは 34 ページの上のほうから 2 段目ですね、火山防災畜産対策事業でございます。これにつきましては、火山のレベル 2 という中で想定の中で事業を取り組むものでございます。基本的には畜産の関係では、イタリアン牧草関係が、要は降灰によって収穫が減になること

が想定されるということで早く収穫作業を終えるということで、その機械一式を購入してそれに対する補助ということで取り組みました。これについては、最終的には事業費が 1 億4,300 万程度の事業ということで 7 組織、23 名。これはほとんど酪農とか畜産関係の大型の農家の方でございます。基準がなかなかやはり想定の中ということで今、ご存じのとおり被害にはあんまり遭ってないという中で、その想定をどこまで見るかということでこれまで国と農政局、県と協議をさせていただきまして、こういった分で想定ができる部分を国に了解をいただいたということで、今回上げております。機械につきましては、収穫をするための機械ということでロールベーラとかですね、モア、デッキ、レーキそういった・・の一式を購入されるものでございます。

それから中山間につきましてはですね、本年から第 4 期ということで 5 年間の面積の見直しをしております。その中で、まず一つがやはり牧野関係がどうしてももうこれから 5 年間、やっぱり継続できないということで、各牧野からもうこの部分は外してくれという申し込みがあっております。それからもう一つ、水田部分についてはやはりもう同意をそれぞれもらわないといけないんですけど 5 年に 1 回。その作業の中でやはりもう中山間でお金は要らないと。もうかたらないという部分がありまして、そういった部分で全体的に 3 期から 4 期に移る部分の 5 年間の見直しの中で、こういった数字が減額になったということでございます。

○議長（藏原博敏君）　湯淺正司君。

○11 番（湯淺正司君）　火山灰対策はこれは酪農組合にいくということですか。酪農組合が今、わらとかとってらっしゃる人が何名かおります。これは酪農組合とか何とかに限るわけですかね。

それとこの中山間支払い、これは園田議員のところの湯浦なんかは新しく燃やして広くなってますね。そういうのもして、下がってる。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　まず、火山防災ですけど、私もさっき酪農組合と言いましたけど、あくまでもイタリアンの作付けをですね、結局基準では 30ha を 3 戸の農家の共同でやっている畜産農家という縛りがあるもんですから、酪農だけじゃなくて大型の畜産農家でイタリアンを作付けされたり、刈り取っている方の部分でございます。

それから中山間につきましては、先ほど言いましたように、それぞれの牧野に調査をして現場で計ったりしましたので、もちろん増やした部分もあります。今まで入ってない部分を今から 5 年間管理をしていくということで入れた分もあります。ただ、先ほど言いましたように、もう管理できないという部分が多くて、最終的にこういう減額になったということでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君）　13 番、五嶋です。

42 ページのスクールバス購入費が 694 万 8,000 円減額されておりますが、減額された理由とスクールバスは何台購入するのか、それをお願いします。

○議長（藏原博敏君）　教育課長。

○教育課長（日田勝也君）　今回のスクールバスの減額につきましては、入札残でございます。それからバスの配置につきましては、一の宮中学校のほうにマイクロが 2 台、それから中型が 1 台、尾ヶ石のほうに中型が 1 台ということで全部で 4 台でございます。

○議長（藏原博敏君）　よろしいですか。

15 番、古澤國義君。

○15 番（古澤國義君）　32 ページの火山防災対策事業補助金、それから火山防災対策営農事業補助金、この内訳について知りたいんですけども、今私のうちのほうは昨日、一昨日から毎日夜中降っております。そういうことで皆さん方に関係ないと思いますけども、非常に深刻な問題ということでございますけども、この前火山防災対策事業で農政課から手紙が来まして、500 万円以下の 2 分の 1 の事業がありますと、リースですけども。これがそういう申し込みをしながらほとんど該当せんのじゃないかなという話も聞いて、いまだ連絡ありませんけども、そういう点も含めて事業内訳の説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　それでは説明いたします。

まず、32 ページの今言われましたのは上から三つですかね。平成 27 年度阿蘇火山活動降灰地域園芸対策研究支援事業ということでございますが、これは昨年もしました洗浄機械の補助ですね。県の 3 分の 1、それから市が 3 分の 1 を付け加える分ですね。これについては最終的な事業が確定したので今回、補正をしています。要は、これにつきましては 26 年度に実施をして、それに漏れた方をまた次の年も県がやるということで当初上げておりましたが、最終的にはやっぱりこういう状況で被害があんまりなかったもんですから、手をおろされた方がおったということで今回減額でございます。

それからもう一つの火山防災営農対策事業について、これも 5,700 万の減額ですが、これは先ほどの畜産と同じようなハウスの部分ですね。要は降灰で被災が 10%あるっていうのはハウスと露地野菜ですね。キャベツ等が 10%の被害があるからそれの対策のために施設園芸を新たに作物転換をするとか、そういった事業ですが、今回については当初見積もっておりましたけども、最終的に事業が確定したということで、この予算については当初があくまでも市としては規模拡大もこの事業に則ったらなということで見込みを上げておりましたが、やはりこういった被害が少ない状況の中でいろいろ縛りがありまして、やっぱりどうしても 10%以上の被害がなければいけないということで今回、最終的には例えば荻の草のリンドウ、花の部分ですね。これについてはやはりハウスを建てて花に付着しないような対策をということで取り組みました。それから今までの施設園芸で 10%部分を少し増設をするということは対象になりますので、そういった方でございます。

また、もう一つ先ほどおっしゃられました露地野菜からハウスへの転換という分はちょっと名簿を持って来ておりませんが、1 名該当がおったと思います。露地キャベツばかりじゃなくて、やはりいざ被害があったときにハウスを持っておけば、それだけ少し安定した収入が得られるということでそういった取り組みはございました。

それから最後に言われました補助についてはですね、それぞれ国の補助が今、ＴＰＰ関連でございますし、また降灰もですが、随時ご案内をしながら説明会もやっているつもりでございます。ちょっと今、言いました500万のどうのというのが私が把握しておりませんけど、基本的にはちゃんと事業を農家に周知して、その中でやっているつもりでございますので、今の部分がもし不明であれば、また農政課に相談をしていただければと思います。

○議長（藏原博敏君）　古澤國義君。

○15番（古澤國義君）　この事業、その前は農協のリース事業、3割補助ですね。この前は県から来て阿蘇市の農政課で募集して500万円以内の2分の1事業。そういうことでトラクターとかいろいろ機械とかはいいでしょうということで申し込んだんですけども、恐らく補助金が熊本県で少ないから該当せんでしょうと。そんなら何で申し込みをするかと。おれはもう500万の半分の補助事業でしようと。県もそういうでたらめなことばかり言うてですね、防災でためになるようなことを言ってますけども、全然、的が違うと。せっかくトラクターを買う気になってですね、農業をしようと思って申し込んだんですけども、そういうことでいまだに阿蘇市の農政課から何の連絡もないから恐らく採用されんとじゃないかなと思っておりますけども、なるだけ防災事業では農家の方に申し込みをしたらみんな喜んで申し込みに行ったわけですよね。それがひょっとすると畜産団地のあっちのほうにいくかもしれません、こっちのほうの法人化したところにいくかもしれませんではですね、ちょっと意味が違うかなと思って質問したところでございます。

○議長（藏原博敏君）　農政課長、分かりやすく要点を。

○農政課長（本山英二君）　分かりました。今の意見はですね、多分私の想定では担い手確保というこの補正を32ページで2,980万出しております。これと思いますが、要はＴＰＰ絡みでトラクター等の農業機械を買えば2分の1補助をするというのを国が打ち出しまして、それについては国の全体予算が52億という、もう狭きものの中で要望を県のほうに上げないかんという実情がありました。ただ、言われますとおり、市としてはやはり予算枠はなくてもこの事業があるということは末端におろして、事業の取りまとめをせないかんということは最低レベルでやらないかんもんですから、そういった形でかなり不可能な限界が、予算枠が少ないかもしれませんがそういった形でさせていただきました。今回は2,900万というのはあくまでもポイント制でございますので、やはりポイントの高い方が優先的に国の予算の中で採択されますもんですから、今回はポイントの高い新規就農者の部分を県が認めて内示をいただきましたので予算を組みました。それについてはまだ今からＴＰＰ絡みの事業は出てきます。もう既に説明会もあっております。それについて今要望が上がった部分を対処していきたいと思いますので、今後またご相談をさせていただきますので、今の部分については、前回申し込みいただいているのは全部で14億ありました、農家からのあれで。到底今の国の予算からいって阿蘇市でそんな金はいただけませんけど、そういった形で今後またやっていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　一般会計の補正予算についてはまだ質問が続いておりますが、暫時休憩をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、暫時休憩をいたします。2 時 15 分から再開いたします。

午後 2 時 06 分　休憩

午後 2 時 14 分　再開

○議長（藏原博敏君）　それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計補正予算の質疑が続いておりましたので、質問のある方は。

10 番、大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君）　10 番、大倉です。

28 ページ、29 ページの保育園の負補交の委託料の件ですけれども、増えているところ、減っているところ、かなり差があるように思いますけれども、園児の関係ですかね。一応お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君）　ただ今のご質問でございます 28 ページから 29 ページにかけてでございますけども、この説明をする前にちょっと説明をさせてもらっていいですか。

今年度からこれまで保育園等につきましては、運営費の負担金という形で国からお金がまいっておりました。今年度、子ども・子育て支援新制度が施行されるにあたって、保育園とか認定子ども園とか、ばらばらであった財政支援を共通するということで、施設型給付費ということで一本化されております。施設型給付費というのは 1 保育園が年間に係る運営費が幾らというのを算出してですね､その利用者負担を除いた分を施設型給付というんですけど､利用者負担はいわゆる保育料のことです。公定価格というのは今言った施設型給付と利用者負担を合わせた公定価格、1 年に係る運営費のことですね。それで成り立っているんですけど、施設型給付を阿蘇市から上げるんですけども、市立の保育園につきましては、利用者負担の保育料については市町村が徴収することになっています。ところが認定子ども園につきましては、園が直接徴収しますので、阿蘇市からは認定子ども園については施設型給付費のみがいきます。ところが市立保育園については阿蘇市が徴収したその保育料と施設型給付費を合わせて委託費として払います。ですので昨年度と比較するとその分でかなりの歳出額には差が出ます。子どもが減ったとかそういうことではなくて、そういった理由によって金額の差異が生じています。

○議長（藏原博敏君）　7 番、市原正君。

○７番（市原　正君）　31 ページの青年就農給付金についてでありますが、金額については増額ということで何ら問題ありませんが、一部報道でこの給付金の支給が遅れたという問題が出ておりましたが、それはなぜか。そして現在、その給付は補助金として流れたのはちゃんと青年農業者のほうに支払いが済んでいるのか、そのあたりを質問します。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　それでは成年就農給付金について説明します。今回の補正につ

きましては、最終的な確定ということで決まりましたものですから補正を上げております。

先ほどの質問でございますが、報道関係に出た部分については、基本的に就農金は制度上、要項上はいつまでに分けて払いなさいとかいう形はありません。今現在は前期、やはり生活資金なもんですから早くやろうということで12月までに1回半分を払いまして、あと残りについてはまた3月にと。やっぱり就農の状況を把握しないとですね、確認してからじゃないと払えませんので、そういった形でやっております。また報道で出た分については26年度交付分が少し担当の引継ぎ等もありまして、まとめて2月、3月に払ったということでその辺のご指摘だったと思っております。その辺についてはご本人さんにちゃんと説明をしまして、今現在はちゃんと二つに分けてやっておりますし、今回の27年度についても既に支払いをしておりますので、そういうことでご了承願いたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　2番、竹原祐一君。

○２番（竹原祐一君）　2番、竹原です。

支出の観光振興費の中で、ページ数が36ページです。その中で委託料と負担金補助及び交付金、その中で加速化交付金事業分という形でずっと上がっていますけど、この内容についてお聞きをいたします。ちょっと七つほど、どういう事業かご説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　竹原議員にお願いしますが、もう少しマイクを近づけて大きな声で、こちらの議事録の記録が取れません。

○２番（竹原祐一君）　すみません。

○議長（藏原博敏君）　もういいですよ、今のは答弁させます。

今の答弁をお願いします。

観光課長。

○観光課長（市原　巧君）　ただ今のご質問にお答えをいたします。

まず、委託料でございますが、上から順番にいきますと、海外観光対策ということで200万組んでおりますが、これにつきましては今、いいますインバウンド等を中心とした部分にですね、阿蘇につきましてはご承知のとおりジオパークの認定を受けておりますので、そういったところの関連、観光ＰＲを含めてインバウンド対策を含めてチラシの多言語化、そういった部分の対策をしようということで予算を上げております。

それからその次の教育旅行・企業研修でございますが、教育旅行につきましては、これは修学旅行ということになりますが、阿蘇山の噴火以降、修学旅行等の風評被害も含めていろいろ対策のほうはやっておりますが、こういったところをさらに強化をしていくということで160万ほど計上いたしております。

それからその次の、サイクリングツーリズムにつきましては、2,360万ということでございますが、これにつきましては昨年、天草や熊本を舞台としたアニメ映画でございましたが、「弱虫ペダル」というアニメの舞台が熊本を題材にして、この阿蘇のほうもコースの一つに入っております。そういった関係で昨年から今年にかけては大変阿蘇がサイクルの聖地という形になりつつありますもんですから、そういった部分を地域連携をしながら充実をさせていきたいということで上げております。これにつきましては、熊本県のほうも大分と連携を

図る事業ということで交通政策課あたりがサイクル事業にも力を入れている関係で、阿蘇市としましても阿蘇市に限らず、広域な部分で連携を図りたいということで予算のほうを計上しているところでございます。

それからその次の負担金のほうに移っていきますが、ジオパークの協議会負担金につきましては、ここに書いてありますように、こういった広域の負担金についても国の加速化交付金のメニューに該当するということで財源的に充てているという状況でございます。

それから観光客の促進連携ということで79万上げておりますが、これも広域的な部分の予算に対応ができるということで金額小額でございますが補助メニューに上げておるということでございます。

それからブランド構築につきましては、今まで草・観・然ということで入湯税を財源として然の事業を行っておりましたが、今回の国のメニューにつきましては、然の主たるゆえんであります地域ブランドといいますか、そういった部分についての経済の活性化という部分が今回の加速化交付金のメニューにございますもんですから、財源のほうをこちらを充てるというふうな形で、今回の草・観・然の事業については入湯税を充当せずにという形で予算のほうをこちらに上げております。

それから観光振興対策ですが、これはもう全般的な観光の部分で、特に今の観光につきましてはＷｉ－Ｆｉであったり、そういったスマホの環境であったりという部分が非常に観光客の方もそういった部分を中心に観光されますので、そういったところの情報発信、整備といったところにやりたいと考えております。加速化交付金につきましては、今言いましたように国のメニューのほうが広域連携、それからブランドづくりという部分について対応ができるという部分がございますもんですから、今回観光振興の部分について、然面について充当をかけるという形にいたしております。一部については旅費であったり、消耗品的な部分も対応ができるということで事務費的な部分にも充当いたしております。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　竹原祐一君。

○２番（竹原祐一君）　2番議員、竹原です。

阿蘇ブランド化構築補助金ですね、これ然に使われるということなんですけれど、前回の入湯税の金額はお幾らでしたでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　観光課長。

○観光課長（市原　巧君）　前回の入湯税の部分につきましては、然の事業の部分に充てるということで、入湯税自体は目的税としてありますので、4,000 万のうちを充てているということで具体的な充当の金額についてはすみませんが、今こちらのほうで控えておりません。

○議長（藏原博敏君）　竹原君いいですか。

○２番（竹原祐一君）　はい。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

6番、菅敏徳君。

○６番（菅　敏徳君）　6番議員、菅でございます。

1点だけ質問させていただきます。32ページの農業振興費、生産総合事業補助金、強い農業づくり交付金の中でですね、当初予算が5億5,000万円組んであって1億6,900万円の減になっておりますが、これの総事業費とこれを設計変更による減額なのか、その2点質問いたします。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　それでは32ページの生産総合強い農業づくりを説明します。これにつきましては、選果場の建設ということで当初、ＪＡのほうから申請が上がりました、県に申請をした数字を当初上げておりましたが、今回、最終的な設計変更並びに入札の結果ということで最終金額となります。ご指摘がありますように、初めの額からかなり下がっておりますが、これにつきましてはやはり当初の見積もりが、もちろん協議はなされたと思いますが、今の選果機の中身のシステム等が今、役犬原で使っているシステムの切り替えという形で判断をして積算をしてみた部分がありますが、農協さんとしてはその後にいろんなところを視察に行ったり、協議を重ねた結果、やはりそのラインを少し見直して、やはり今の八代の方式に変えられたということでその件で事業費が納まったと。それとそれを見直したことによって施設自体も少し縮小してもいいと。スペースがあまり要らないということで相対的に金額が変わったということでございますので、今回当初から阿蘇市がチェックをすべきものかもしれませんが、基本的に行政からの上乗せ補助はありませんものですから、その辺のチェックはしてなかったということでございます。

そういうことで総事業費につきましては、8億3,110万4,000円が総事業費です。補助金としまして半分ということで、今回の最終的には3億8,477万が補助金ということでございます。

○議長（藏原博敏君）　菅敏徳君。

○６番（菅　敏徳君）　そこで農協からの繰入金というのはその事業に対してあるんですか。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　基本的に今回の選果場については、建物はＪＡの持ち物になりますので自己負担はＪＡが払うと。それから中の選別の機械については部会の物でございますので、部会の方々が利用料金の中で支払っていくという形になります。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

河﨑徳雄君。河﨑議員は2回目です。

○９番（河﨑徳雄君）　款の民生費、項の児童福祉費でお尋ねしますけれども、目の児童運営費ですけれども、先ほど隣の説明を聞いたんですけれども、もう皆さんご存じと思いますけれども、年末の新聞に熊本県で一番保育料が高いとなりましたけれども、それは行政の負担金の具合で保育料が決まると聞きましたけれども、この27年度で保育料の見直しができるのか。それと28年度、まだ目を通しておりませんけれども、一番熊本県で高いというところを改善ができるのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君）　ただ今のご質問でございますけども、県内で一番高いといわれ

た保育料についてですね、若干補足説明をさせていただきます。先ほど申しました利用者負担についてはですね、要は１園当たりに係る公定価格が施設型給付と利用者負担になるということは先ほど説明しましたけど、利用者負担についても国が上限を決めてその基準を示しております。申請等に伴って、これまで所得税額を算定基礎としておったものが、今度は市町村民税の課税割額で算定するようになっております。ですので国が示した上限の基準というのは、例えば、2 号、3 号認定の子どもについては 9 区分ございます。熊日の新聞に載った高いといわれた部分は一番最高の階層の区分、そこだけを比較されて一番高いといわれました。ですので押しなべて全体で評価すると、あくまでも感覚でございますけども、熊本県では大体中間ぐらいだろうと思っております。ですので、27 年度の途中で保育料の見直しは行いませんし、28 年度も見直す予定にはしておりません。

○議長（藏原博敏君）　河﨑徳雄君。

○９番（河﨑徳雄君）　今の説明は大体理解できますけれども、もうこれが各町村で助成補助のやり方に一貫性がないわけですね。私なりに思ったのは、その行政にいる保育料を市の独自の助成金額を子ども数で割ったら、幾ら市が補てんしているのかが、これが他町村と比較するのに一番いいんじゃなかろうかと思っておりますので、そのあたりも参考にしてですね、また 28 年度予算でお尋ねいたしますので出しとっていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君）　19 番、井手です。1 点だけお尋ねいたします。

32 ページの 4 の畜産振興費の家畜導入事業補助金の 195 万と、33 ページの畜産振興費総合対策事業費の家畜導入事業補助金 322 万、これはマイナスですね。これの意味をお尋ねしたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　農政課長。

○農政課長（本山英二君）　家畜導入の補助金につきましては、県の基金事業ということで補助金をいただいて市で予算を組む分と、市が単独で補助をしている分と二通りあります。先ほど言いました 32 ページの畜産振興の補助金につきましては、市単独で１頭当たり 3 万円の補助をしております。その部分で今回、予定よりも多くなりまして全体で 300 頭分をそういった県の、黒牛であれば 9 万 2,000 円、赤牛では 11 万 2,000 円の補助を受けた方々に更に上乗せして 3 万円を補助している分でございます。

それから 33 ページの下のほうにありますのが、通常の県の補助でいただいている分でございますので、これにつきましては予算上、畜協で導入される方とＪＡで導入される二通りございます。予算はあくまでもＪＡ分を予算で組んでおりまして、畜協関係は直接畜協のほうに補助金が流れますので、そういった形でちょっと違いがございます。

○議長（藏原博敏君）　井手明廣君、よろしいですか。

谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　先ほどはすみませんでした。ちょっと頭の中で計算がまとまらなかったんで、先ほどの続きでもう一度質問いたします。3 ページの基金繰入金は、質問として

現在11億あるといわれている明細の主なものを聞きたかったんですけど、それについてもう一度お尋ねいたします。

それと病院事業費の繰入金の件ですが、固定資産税の除却費の話は分かるんですが、それはもともと資産として計上されていたものがゼロになるというか、価値がなくなるだけの話で、機械とか、あるいは現在存在する医療センターのところの土地代とか、そういった引き継いだ資産があるはずだと思うんですけども、そこらあたりはないのか。それについてもう一度お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　基金繰入金につきましては、先ほど詳細に申し上げたと思いますが、11億円の残額につきましては財政調整基金という形で先ほどですね、7,000万が減債基金と、教育施設整備基金が2,400万、地域情報化整備基金が8,800万、公共施設管理基金が3,000万という形になっております。11億円といいますのは、先ほど言いましたように、あくまでも現時点での残高の見込みという形で財政調整基金という部分になります。

○議長（藏原博敏君）　医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　病院に関する繰出金に関するご質問なんですが、まず資産というのは確かに土地・建物・機械類、病院のほうで計上しております。ただし、貸借対照表、いわゆるバランスシートの中に資産の部ということで計上はしておりますが、土地は将来的に病院で売却できるのか、普通財産としてお返しして市として売却されるのか。そうなれば確かに収益にはなると思いますが、建物、機械類も有価物として売れれば別なんですが、建物は資産価値はあるものの、当然売却の可能性はありませんので、まず先ほど宮﨑課長もおっしゃいましたように、取り壊せば除却損としてマイナスになります。結局、それから損益計算書のほうにまいってくるわけなんですが、先ほどご説明がありましたように、損益計算書上の累積欠損の公営企業の全適化前の部分を市のほうで負担していただくということで、繰出金ということでいただくことになっておりますので、その点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君、3回目になります。

○４番（谷﨑利浩君）　3回目ですのであれですけど、やっぱり欠損金を計算で入れる以上はですね、いただいた資産というのも計算で入れるべきだと私は思うんですよね。そして、それはどっちにしろ、今の医療活動の中で使っているわけですから、それなりに有効に使われているということで資産として計上されますので、それを差し引いた額が欠損金として繰入金で入れていい額だと思います。もっと言うなら私はそれを入れるよりも、やはり経営の中で出てきた赤字なので借入金として入れるべきじゃないかと思うんですけど、事務局長は見解が違うだろうから別の答えをされると思うんですけど、私はそういうふうに思っています。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　考え方はですね、とり方はいろいろあると思います。ただ、昨年も申し上げましたとおり、財政課側としてはですね、ちょっと医療センターと違いますが、

財政課側といたしましてはあくまでも新しい病院がオープンして、新しい管理者を置いてその制度でスタートする。やはりスタートを含めて何年かはやはり経営的に安定するまでは一般会計の支援というのは必要というふうに私どもは考えております。

ただ、いつまででも支援をするということは、やはり病院の中の自助努力といいますか、そういうのを損なうことになりますので、やはり基本の繰り出す範囲内というのは中央病院時代の現金ベースでの赤字分、これがひとつの目安になるんじゃないかという形で行っておりますので、議員がおっしゃるとおりいろいろな考え方はあると思いますが、市側といたしてはそういう思いで支援といいますか、繰り出しを行っております。

○議長（藏原博敏君）　医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　病院側の考え方としてご説明したいと思います。確かに政策医療の部分は、市のほうから繰出金としていただいておりますが、これはあくまでも経費負担の原則として交付税措置もしてあるような繰出金でございます。別に新病院になったからとかいうことではなくて、以前の旧病院のときから一般医療の分については診療報酬で賄うと、独立採算というのは今始まったことではなくて、もう以前からそのスタイルはとってあると思います。ただ、資産の取得の仕方がちょっと議員とどうも考えが合わないんですが、あくまでも新病院も含めまして病院のほうでお借りしております。病院のほうでお借りして、資産を取得しておりますので、資産は病院の資産でございますので、そこはちょっとお間違えのないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

市原正君。

○７番（市原　正君）　今の谷﨑議員の質問に関連ですけども、財政課長のほうである程度の支援というのは必要というような話でありますけれども、あとどれくらいの支援をするつもりなのか、財政課として。あと何年するのか、その辺の試算が出てるのか、そういったところをちょっと伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　一つの基準は全適前の５億6,000万円の赤字補てんですね。これが27年、それと26年、今回認めていただければあと残が3,800万円程度になります。これが一つの基準というふうになると思います。ただ、今後資金収支不足とか、大幅な赤字等が28年度の決算以降も出るようであればですね、先ほど谷﨑議員もおっしゃいましたけど、赤字補てんという繰り出しというのは、まだ現時点でしないとか、するとかじゃなくて協議が必要かなと思います。ただし、貸付金という形の支援の方法も出てくるのかなと思っております。

ただ、数字上は出ておりませんが、昨年は貸付金と赤字補てんを合わせて５億2,000万ほど３月補正で組んでおります。今回は、約２億円ほど軽減ができております。それとこの２億9,000万の中には約4,000万ほどは波野診療所の分の赤字も含んでおりますので、そういう部分は下層の部分の支援という部分も十分一般会計は責任を負わなければなりませんので、

そういうところも含んでいるという形ですので、期限がないとか、上限がないというような状況ではございません。

○議長（藏原博敏君）　市原正君。

○７番（市原　正君）　今の財政課長の説明の中では、やはり 5 億 6,000 万をある程度市のほうで負担をしたならば、あと 3,800 万負担をしたならば、その後については病院のほうの努力といいますか、そういったものを大幅な赤字が出らん限りはですよ、そういったことに期待をしたいというふうに私のほうは理解したいと思いますが、それでよございますか。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　はい、私のほうもそのように期待したいと感じておりますし、11 月だったですかね、総務省のほうからの点検ですかね、それに総務部長と私のほうも一緒にかたっております。その後、毎月の収支等についても総務部長のほうに出して点検をしておりますので、十分な経営努力がされているというチェックも十分一般会計としては行っておりますので、更に経営が改善するということを非常に願っているというところでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 33　議案第 30 号　平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 33、議案第 30 号「平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（市原　巧君）　ただ今議題とさせていただきました議案第 30 号「平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光特別会計補正予算」についてご説明を申し上げます。

別冊 2 をご覧いただきたいと思います。

1 ページをお願いいたします。本予算は第 1 号補正であります。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,347 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 8,114 万 6,000 円と定めたところでございます。

4 ページをお願いいたします。歳出ですが、款 1 使用料及び手数料、項 1 観光施設使用料、目 1 観光施設使用料 8,347 万 5,000 円を減額いたしております。これは阿蘇山の規制に伴います道路封鎖に伴う減額でございます。款 3 繰入金、項 2 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金、不足分につきまして 7,900 万円一般会計からという形で計上いたしております。歳入合計で既定の予算を 2,347 万 5,000 円減額いたしております。

続きまして 5 ページをお願いいたします。歳出でございますが。款 1 観光施設費、項 1 公園道路費、目 1 公園道路及び売店管理費につきまして、合計で 2,182 万 5,000 円を減額としております。

6ページですが、観光振興費としまして165万円の減額。歳出の合計減額につきまして2,347万5,000円の減額。トータル8,114万6,000円といたしております。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第34　議案第31号　平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第34、議案第31号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君）　ただ今議題としていただきました議案第31号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算」についてご説明申し上げます。

資料のほうは別冊3をお願いいたします。

1ページでございます。本予算は、第3号補正でございます。歳入歳出予算補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,075万円を減額し、歳入歳出それぞれ6億4,377万9,000円といたしております。

3ページをお願いいたします。第2表でございます。繰越明許費につきましては、浄化センターの改築更新におきまして、本年実施しておりました管理棟の耐震診断によりまして、受変電設備の影響があることから再検討に相当の時間を要しました。この工事の年度内完了が困難となりましたので、1,700万円の繰り越しを行うものでございます。

4ページでございます。地方債補正につきましては、平成27年度の補助事業の減に伴いまして、起債限度額を1億8,540万円から7,190万円を減額しまして1億1,350万円といたしております。

次に、歳入歳出の主な内訳についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。歳入でございます。下水道事業国庫補助金、補助の最終確定に伴いまして社会資本整備総合交付金を6,695万円減額しております。中段の雑入でございます。雑入につきましては、成川橋汚水管移設補償金としまして、現在広域農道、通常 8m道路の整備を県のほうで行われておりますけど、それの下水道管移設の測量設計補償費としまして件から810万円受け入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。事業費でございます。事業費の下水道事業費、節13委託料914万1,000円の減額。同じく節15工事請負費1億1,184万3,000円の減額、22補償費補てん及び賠償金1,000万円の減額、これらにつきましては補助確定の配分に伴いまして減額するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第35　議案第32号　平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第35、議案第32号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今議題としていただきました議案第32号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算」につきましてご説明申し上げます。

別冊4でございます。

1ページをお願いいたします。本予算は、第4号補正でございます。第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,821万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ45億7,114万1,000円と定めております。

4ページをお願いいたします。歳入でございます。年度末を迎えることになりまして、国庫県支出金等につきまして、額の決定通知によりまして、また決算見込み等によりまして必要額を調整しております。

5ページをお願いいたします。一番下段の款12諸収入、目5雑入でございます。こちらにつきましては2,504万8,000円を増額しております。こちらにつきましては、国民健康保険連合会、国保連合会の積立金につきまして一部処分することになりました。これにつきまして各保険者に返還されるものでございます。

6ページをお願いいたします。歳出です。主なものといたしましては、中段の款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費といたしまして1億5,752万2,000円、それにその下の段ですが、一般被保険者高額療養費につきまして2,700万円を増額し、一番下段につきまして目2保険財政共同安定化事業拠出金につきまして2,220万2,000円を減額しております。それぞれ決算見込額にあわせて調整するものでございます。

次のページをお願いいたします。中の下の段、款10諸支出金につきまして、目1直診勘定繰出金、こちらを1,540万4,000円増額しております。先ほど4ページ歳入の国庫補助金、特別調整交付金を財源とするものでございます。阿蘇医療センターのほうへメディカルソーシャルワーカー人件費及び波野診療所運営費ということで繰り出すものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○4番（谷﨑利浩君）　保険料を上げて1年目だと思うんですが、まず全体的にお金は足りたのか、ちゃんと間に合ったのかについて結果をご報告お願いします。

それと5ページの10の繰入金ですが、一般会計補正予算では繰入金のところの1と2がまとめて書いてありますが、軽減分は説明があったと思うんですけども、保険者支援分という

のがあります。この両方はどういうふうに違うのかご説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君）　ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　まず、本年度収支についてですが、今のところまだ2月分の診療分につきまして支払いが4月になります、医療費の。そこあたりが出ないことには何とも答えようはないんですが、今のところ一応ぎりぎりのところ。あと歳入につきまして、国庫の療養給付費あたりがまだ確定しておりませんので、若干歳入につきましては増えるかもしれませんし、そこら辺、ですから4月中旬、下旬あたりにならないと本年度につきましては何とも申し上げようがありません。とりあえずぎりぎりのところということでございます。

それと一般会計繰入金につきましては、先ほどの説明では確かに一括してということで 5ページの保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減分と保険者支援金分ということで計上しております。合わせた額を先ほど一般会計のほうではご説明したところでございます。この違いにつきましては、国保税軽減分、こちらにつきましては国保税を軽減した総額を基礎とし、一般会計から繰り入れるものでございます。この財源につきましては、先ほど財政課長がご説明申し上げたとおり、県が4分の3、市が一般会計で4分の1ということでその額を繰り入れしていただいているところでございます。

保険者支援分につきましては、保険税軽減対象者の一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補てんするということで、低所得者の多い保険者を支援するということで、国保特別会計に繰り入れるものでございます。こちらにつきましても、厳密にいえば国が 2分の1、県が4分の1、県が受け入れて県が4分の3を市のほうに入れていただくということでございます。市負担としては同じく4分の1ということでございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　今、違いがよくわからなかったんですが、軽減分というのはそれぞれの所得に応じて減額する分が軽減分、支援分というのはそれよりももっと所得が低い方に対して補助を出すのが支援分、それで所得制限か何か決まってるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（藏原博敏君）　ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　申し訳ありません。そこ辺の詳細についてはちょっと申し訳ありませんので、また勉強してから後日ご説明したいと思います。すみません。

○議長（藏原博敏君）　ほかに答弁できる方はいますか。

ほけん課長、手を上げてください。ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　国保税軽減分につきましては、被保険者自体を被保険者、軽減された被保険者、軽減分、その分7割、5割、2割分といった軽減した分そのものを被保険者を支援するものでございます。保険者支援分というのは、保険者ですので阿蘇市特別会計自体を、その全体を見て国保会計自体に支援するという性格のものでございます。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

はい、岩下礼治君、3番議員。

○３番（岩下礼治君）　すみません、2点ほどお聞きします。

私は当初予算のときに45億ぐらいが必要だろうということで、国民健康保険については歳出額をやっぱり固めた上で繰入金等を活用すべきだっていう話をしたことがあったかと思いますが、今回、繰入金っていうのは他会計からのっていうのは一般会計からっていうことで理解してよろしいでしょうか。

もう1点は基金が42万円しかなかったんですが、これが今後どうなっていくか、この2点をお尋ねします。

○議長（藏原博敏君）　ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　まず繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。それと基金につきましては、平成26年度に1億5,000万円崩して繰り入れしております。そしておっしゃるとおり、現在残高といたしましては42万円ほどしかございません。27年度につきましては先ほど申し上げたとおり、ぎりぎりのところでございます。基金がない中で、また繰越金等につきましてもなかなか非常に厳しいということで、明日28年度当初予算につきましてはご説明申し上げますが、厳しい状況にはあるということでございます。

○議長（藏原博敏君）　お諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　それでは、3時10分から再開いたします。

午後3時02分　休憩

午後3時10分　再開

○議長（藏原博敏君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第32号に対してほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第36　議案第33号　平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第36、議案第33号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今議題としていただきました議案第33号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算」につきましてご説明申し上げます。

別冊5をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。本予算につきましては、第4号補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万円を追加し、歳入歳出それぞれ32億118万7,000円と定めております

5 ページをお願いいたします。歳入でございます。歳入につきましては、国庫支出金など決算を見込みまして過不足額を調整しています。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出につきましては、下段のほうになりますが、款 2 保険給付費、介護サービス給付費を 830 万円減額し、25 億 630 万 5,000 円と。次にその下の段、介護予防サービス給付費につきまして 200 万円を増額し、1 億 4,811 万 9,000 円としております。

次のページをお願いいたします。同じく保険給付費の真ん中の段、特定施設入所者介護サービス費といたしまして 500 万を増額し、1 億 4,022 万 2,000 円としております。合計で 59 万円の増額ということで、計の 32 億 118 万 7,000 円としております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 37　議案第 34 号　平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 37、議案第 34 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君）　ただ今議題としていただきました議案第 34 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」につきましてご説明申し上げます。

別冊 6 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。本予算は、第 4 号補正でございます。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 998 万 8,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 3 億 8,831 万円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。こちらにつきましても、決算を見込みまして過不足額を調整しております。主なものといたしまして、款 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料につきまして 2,538 万 6,000 円を減額し、目 2 普通徴収保険料につきまして 1,516 万 5,000 円を増額しております。

合計の 1,022 万 1,000 円の減額となります。こちらにつきましては 5 ページをお願いいたします。歳出の真ん中の段、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、先ほどの歳入でご説明申し上げました減額分につきまして広域連合への納付金ということで計上しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終了します。

日程第 38　議案第 35 号　平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第 39　議案第 36 号　平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　お諮りいたします。

日程第 38、議案第 35 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」及び、日程第 39、議案第 36 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」は、一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ご異議なしと認めます。

従って、日程第 38、議案第 35 号及び日程第 39、議案第 36 号を一括して議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　ただ今一括して議題とさせていただきました、まず別冊 7 のほうをお願いいたします。議案第 35 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 3 号)」につきましてご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に 250 万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 2,198 万 9,000 円といたしております。

5 ページをお願いいたします。最後のページでございますが、歳出になります。目 1 財政調整基金、今回 500 万円を積み立てる予定で歳出予算に計上させていただいております。平成 24 年の災害以降、基金の取り崩しを行っておりますので、現在古城財産区の基金残高はゼロでございますので、今回、500 万円を積み立てるという形で計上させていただいております。

次に、別冊 8 をお願いいたします。議案第 36 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号)」についてご説明をいたします。

4 ページをお願いいたします。歳出になりますが、目 1 財政調整基金費につきましては、中通財産区におきましても古城財産区同様、基金残高がゼロでございますので、今後の老朽管更新とか、今後のことに備えまして 1,000 万円を今回、積み立てるものでございます。なお、財源につきましては予備費を充当いたしましたので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

以上、議案第 35 号及び議案第 36 号につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、議案第 35 号及び議案第 36 号については質疑を終わります。

日程第 40　議案第 37 号　平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 40、議案第 37 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（丸野雄司君）　失礼します。ただ今議題としていただきました議案第 37 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算」につきましてご説明をさせていただきます。

資料は、別冊 9 でございます。

めくって 1 ページ、今回の補正予算は第 3 号補正でございます。詳しくは最終ページ、5 ページのほうで説明をさせていただきます。款の上水道事業費、それから簡易水道事業費、いずれの総経費につきましては、国に準じた給与の改正に伴い、人件費に不足が生じましたために補正をいたすものでございます。それから節 1 の消費税でございます。700 万円を補正しております。消費税の取り扱いにつきましては、国に納入をしなければならない水道料で発生します消費税と、それから工事請負費で市が肩代わりして業者に支払います消費税とがあり、それぞれ差し引きまして不足分については国に納め、逆に多く納めた分は国に請求するなどして相殺をしているところでございます。今回は国に納入する分の消費税について 700 万円の補正をいたすものでございます。これらによりまして、収益的の支出の合計でございますが、既定の予算額に 735 万円を補正いたしまして、合計で 4 億 9,002 万 1,000 円としたところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 41　議案第 38 号　平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君）　日程第 41、議案第 38 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　お疲れさまです。ただ今議題としていただきました議案第 38 号、別冊 10 をお開けください。

1 ページをお願いいたします。「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 2 号）」につきましてご説明をさせていただきます。

本予算は第 2 号の補正になります。第 2 条なんですが、当初予算第 3 条で定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正させていただいております。まず、医業収益につきまして、3 億 7,775 万 4,000 円減額し、19 億 4,789 万円、医業外収益を 3 億 1,498 万 9,000

円増額し、6億1,000万円。その結果、病院事業収益を6,276万5,000円減額し、25億5,794万円としております。

次に、支出の部ですが、医業費用を8,048万9,000円減額し、24億6,891万1,000円、特別損失を1,772万4,000円増額し、2,062万4,000円。結果といたしまして6,276万5,000円減額し、病院事業費用の合計額を25億5,794万円としております。

次に、当初予算第4条で定めました資本的収入及び支出の予定額につきましては、歳入歳出それぞれ56万2,000円を補正させていただきまして、資本的収入は1,250万9,000円、資本的支出は7,692万2,000円とさせていただいております。

詳細につきましては、7 ページをお開けください。まず、収益的収入の収入のほうなんですが、当初予算策定時に見込んでおりました患者数が入院・外来とも達成しないことになります。従いまして、医業収益が減収の見込みになりましたので、それぞれ収益予定額を下方修正させていただきました。入院収益につきましては、2億6,442万2,000円の減です。これにつきましては、常勤の先生を11名見込んでおりましたが、結果として10名、波野診療所の歯科の先生を含めて10名ということで、1名減だったということと、昨年の4月から常勤の先生が4人増えたんですが、なかなか患者さまの定着には時間がかかるということで結果としまして、入院年間の患者数が、述べ数が減少の見込みということで、金額にしてこれだけの額が減らさざるを得ないということになりました。外来収益につきましても、当初見込んでおりました年間の予定外来患者数が、述べ数で減少したということと、やはり診療単価がなかなか予定額までいかなかったということで、診療報酬といたしまして1億1,133万2,000円の減額をさせていただいております。

次に、医業外収益ですが、これは先ほど一般会計の繰出金のところでご説明させていただきましたとおり、3月末の資金不足が2億9,915万9,000円ほど出るということに対して、結果として経営補てんという意味合いで一般会計のほうから補てんしていただくということで、この額を計上させていただいております。合計額は4億9,269万2,000円になります。

次に、補助金なんですが、これは先ほど国民健康保険特別会計のほうで説明がありましたが、国庫から特別調整交付金ということで国保特別会計を介して病院のほうにいただくことになっておる補助金でございます。直営診療施設による健康管理事業につきましては、ソーシャルワーカーを窓口相談業務に据えておりますので、その分の費用を国のほうからいただけると。もう1点がへき地直営診療所運営費補助金として、波野診療所を運営することにつきまして、これも併せて国のほうから1,373万6,000円補助金がいただけるということで、額の確定によりまして今回、計上させていただいております。補助金の合計額は 2,346 万6,000円となっております。

以上で収益的収入につきましては、既定の予算額から6,276万5,000円を差し引きまして25億5,794万円とさせていただいております。

次に、収益的支出のほうですが、まず医業費用の中の給与費でございますが、これにつきましては一般会計と同様、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴いまして、人勧による影響分を調整。更に当初予算で見込んでおりましたそれぞれの職種ごとの人

数の増減と雇用の期間ということがありまして、それを今回、ここで調整をさせていただいております。給料につきましては、左側に上げておりますのが当初予算で見込んでおりました予定職員数でございますが、結果として、矢印の右側の数字になったということでございます。新規採用予定者が予定どおり採用できたものと、増減があったものと、なおかつ市役所の人事異動に伴います職員のそれも増減ですね。それと事務員給料につきましては、増員の増額になっておりますが、これにつきましては、1名は1事務作業補助者ということで先生が診療に専念していただくために医師事務作業補助者を年度途中で雇用したということと、診療報酬等に詳しい医事を管理できる職員の雇用ということもありまして、増員、増額となっております。

次に、医師手当以下の職員の手当でございますが、これについてはそれぞれの手当で過不足が生じたのでこういった額を調整させていただいております。

開けて9ページでございますが、15番の看護師賃金、16番の医療技術員賃金については非常勤、嘱託の職員の増でございますし、20番の法定福利については額の確定によりまして700万ほどの減額ができたということになっております。

2番の材料費につきましては、当初では4億2,800万ほど費用を見込んでおったところなんですが、いわゆる患者数の減によりまして6,171万6,000円を減額させていただいて、3億6,638万1,000円とさせていただいております。内訳は薬事費とか診療材料費とかになります。次の経費ですが、こちらは1,998万8,000円増額させていただきまして、4億4,768万8,000円としております。これにつきましては、一番大きなものが委託料の2,000万のうちの画像読影委託ということで830万ほど増額させていただいておりますが、これについてはＣＴとかＭＲＩを撮影した後に、当然専門の先生もいわゆる読影といいまして画像診断をするんですが、ダブルチェックということで外部の委託機関に出しております。検査件数が増えたから委託料も増えたということでご理解いただければと思います。それと特別損失におきましては、1,772万4,000円計上して、2,062万4,000円にしておりますが、大きなものとしましては過年度分の保険者負担金が査定によって減らされて返済しなければならなくなったということでここで計上させていただいております。

ということで収益的支出の合計も6,276万5,000円減額し、総額として25億5,794万円とさせていただいております。

次に11ページをお開けください。資本的収入及び支出の説明になりますが、ご覧いただいたとおり、小児在宅医療災害時対応設備整備事業費補助金というものが申請をした結果、いただけることになりました。何かといいますと、災害時に小児在宅医等移動するための必要なものとして、医療費の中で医療機器ということではないんですが、非常用の発電機を購入することになり、それが認められて全額補助となっております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君）　これより質疑を行います。

9番、河﨑德雄君。

○９番（河﨑德雄君）　医療センターについては、先ほどから繰り出しのとこで論議があっ

ておりましたけれども、本当に井野局長以下ですね、全科院長、スタッフが1年間頑張られてきたと思います。そういう中ですけれども、結果的には私も当初から非常に期待もしておりましたけれども、非常に不安も持っておりました。そういうことで今後、先ほど財政課長から聞きました和田部長も入って、何か総務省のコンサルですね。コンサルと申しますか、そういうのにどういう指摘、改善があるのか。それと私が言いたいのは、やっぱりこれを機会に本当に経営は厳しいと思います。まずは医師を確保することが一番だろうと思っておりますけれども、本当に市長の施政方針の中にもありますけれども、市民から期待される病院づくりのためにはですね、どのようにするといいかということをもう皆さん真剣に考えられると思っておりますけれども、更に真剣に考えていただきたいと思います。今、そういう中ですけれども、ちょっとお尋ねしますけれども、23年度で病院の損益計算書でも貸借対照表でもありますけれども､総額11億8,000万円の未処理欠損金は今年度も変わらないわけですかね。それをお願いします。

○議長（藏原博敏君）　医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　ご質問にお答えしたいと思います。

まず、総務省のアドバイザーについては、大きく言いますと収入においては当然増収対策を図れ、支出においては経費削減を図れと。そのためのいろいろなアドバイス、うちの病院にとって何が必要かということをいろいろご指摘いただいております。特に収入では、いわゆる診療報酬の加算の取り漏れがないように、そちらのほうの強化をしなさい。経費削減のほうでは、要は無駄な経費支出がないかどうか、委託料ではちゃんと交渉して値切っているかとか、そういったことでいろいろ結構具体的なアドバイスをいただいております。

それと最後の今の累積欠損の話なんですが､26年度の決算はもうご報告したとおりでありますし､27年度はまだ今月を締めないことには最終的な数字は出ておりませんが、当然、単年度欠損は出ると思います。当然、そうなれば累積欠損金は増額のことになると思います。ただし、1点だけあれですが、26年度決算においては減価償却が6,700万ほどでしたが、27年度決算においては3億3,000万ほど減価償却が出ております。減価償却費はいわゆる内部留保になりますので、その分は収益のほうも改善といいますか、先ほど財政課長も言っていただきましたように3月末の資金不足も2億2,000万ほど改善していると。これは病院にとってプラスのことではないかと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君）　河﨑德雄君。

○９番（河﨑德雄君）　本当にスタッフ一同ですね、改革に努力されていると思いますけれども、局長、私が聞きたかったのは累積欠損金が数字はどしこかっていうことですね。11億8,000でこれがほぼ確定かっていうことを聞きたいわけですよ。

○議長（藏原博敏君）　医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　明日の平成28年度病院事業会計予算書の中に損益計算書の中で出ておりますが、予算書上は28年度の損益計算の純利益はゼロで、繰り越しは11億8,081万9,000円ということで26年度末の数字と同額を計上させていただいてお

ります。決算はまだ未定でございますので分かりません。

○議長（藏原博敏君）　河﨑德雄君。

○９番（河﨑德雄君）　明日また28年度で質問も提案もいたしますけれども、私も改革プランの中で病院経営の5カ年計画とか、資料を持っておりますけれども、当初は27年度には700万の収益を上げるという計画がなされております。全くそのような計画になっておりません。そういうことで本当に批判ばかり私もするわけにいきません。そういうことで本当に病院の改革をして、市民から慕われる病院づくりに我々も積極的にまい進せなんとじゃなかろうかと思っておりますので、行政あたりも全適になっておりますけれども、明日の付属する委員会には、ぜひ甲斐院長が委員会に出てきて、この緊張感を味わっていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君）　ほかにありませんか。

4番、谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　すみません、先ほどが終わったので続きを少しさせていただきます。先ほどの質問の中で資産はゼロだったのかという質問に対して医療器具とか、そういう土地とかを買ったと聞いたんですけど、それは購入したという言葉で間違いはないのかということと、もう一つは1ページの医業収入が3億7,000万下がっているのに対して、医療費用が8,000万これも下がってますが、3ページの内訳を見てみますと、材料費が下がるのはこの収益に相対して同じように下がっていくんだろうと思いますが、経費は上がっております。そこで経費はやっぱり増えていったのか、経費減の努力は実らなかったのかということと、この材料費は医業収益ですね、これにやっぱり比例するものなのか、それをお聞きします。

それとですね、阿蘇市から前の財政課長の説明の中に、2分の1規定という言葉がしばしば出てくるんですけども、例えば建設が50億かかったとして、建設債が30億ですよね。その建設債の30億のうちの15億を2分の1と考えればいいのか。となると資本としてたしか7億入れてて、その後もある程度資本を入れてますので、20億近い、あるいは25億近いお金を資本として入れるような形になると思うんですけど、今のところ資本として幾ら入れているのか、その累計が分かればご返答お願いします。

○議長（藏原博敏君）　医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君）　1番からいきたいと思いますが、まず土地は私も就任してから貸借対照表の中で固定資産として計上してありましたので、当初購入だったのかというところは申し訳ございません、分かりません。

次に、診療報酬が、いわゆる収益が下がることと、材料費、経費の連動性はあるのかということは、当然もちろんございます。当然、患者さまが減るということで診療材料費なり、薬品費が減るということで減っております。本来経費も付随する経費があれば下がってて当然だと思いますが、経費の増加は先ほど申し上げましたように、画像読影というのは逆に当初の見込みより件数が増えたことによって、当然これについては医療の質の向上ということでダブルチェックは必要になるもんですから、当然増えた分の負担は生じると。それと申し上げてなくて申し訳なかったんですが、医事業務も460万ほど増えておりますが、これも直

接雇用ではなくて、ニチイの中にですね、医師事務作業補助者というのを雇っております。先ほど申しましたように、少しでも常勤の先生方が本来の医療に専念できるように、先生方の手を煩わせずにということで、患者さまのこともそれでよくなると思いますし、逆に数をこなせることによって収益の向上にも貢献していただけるのではないかということで、必要な経費ということで上げさせていただいておりますので、もろもろ当初よりも件数増とかそういったことで経費、特に委託料が膨らんでしまったということでございます。しかるべき経費の削減にはいろいろな面では取り組みをさせていただいております。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　まず、出資債につきましては基本的にといいますか、実際出していい出資というのがあります、出資債が。それより相当押さえた金額を出してますので、実際は12億ぐらいまで出してよかったんですけども、本体の一般会計の財政状況もありますし、阿蘇市の場合、合併の特例債が使えましたので、それが対象になるということで7億4,000万程度だったですかね、2 年間に分けて出しております。これは出資債のほうですね。それと 2 分の 1 のやつですね、元利償還金の 2 分の 1。あくまでも病院側で起債を起こした借り入れた分の元金利息の毎年の償還額。ちなみに平成27年で言いますと、約6,800万ぐらいが病院の負担、その 2 分の 1 が、これはあくまでですね、繰出基準額に適用するという形になります。だから 2 分の 1 は一般会計から繰り出していいです。またその 2 分の 1 が交付税の基準財政需要額に算入されますと、非常に複雑なんですが、そういう制度がございますので、あくまでも繰出基準額に基づいて繰り出しているという状況です。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑利浩君。

○４番（谷﨑利浩君）　では、企業債が30億として、元利合わせると30億に利息がずっとついてきますから、もうちょっと増えた形になりますよね。それで15億超えた金額が一応繰出金として出してもいい上限ぐらいという形になりますけど、それのまた 2 分の 1 が交付税になるから 8 億円ぐらいは出してもいいというような計算でよろしいですか。

○議長（藏原博敏君）　財政課長。

○財政課長（宮﨑　隆君）　元利償還金の 2 分の 1 の 2 分の 1 が基準財政需要額として算定されると。だから交付税額ではございませんので、なかなか金額の算定というのは難しくなってまいります。交付税は基準財政収入額を差し引いた額になりますので、あくまでも繰出基準額という形で考えていただければというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君）　谷﨑君、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君）　ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午後3時44分　散会